平 成 24 年 度

八代市議会総務委員会記録

審　査　・　調　査　案　件

１．９月定例会付託案件 …… ２
１．所管事務調査 …… ３９

平成 ２４ 年 ９ 月 ２１ 日（金曜日）

総務委員会会議録

平成２４年９月２１日　金曜日
　　午前１０時０２分開議
　　午後　２時２９分閉議（実時間１８４分）

○本日の会議に付した案件

１．議案第８７号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第５号（関係分）
１．議案第９８号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第６号（関係分）
１．議案第８９号・専決処分の報告及びその承認について
１．議案第９１号・八代広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
１．議案第９２号・八代広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について
１．議案第９６号・八代市防災会議条例の一部改正について
１．議案第９７号・八代市災害対策本部条例の一部改正について
１．陳情第７号・ＭＶ２２オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議方について
１．陳情第８号・八代・天草間フェリー航路存続のための支援について
１．陳情第５号・競輪場外車券販売所の設置について
１．平成２３年陳情第１３号・競輪場外車券売り場南松江町内への誘致反対について
１．陳情第２号・場外車券売り場の設置について
１．請願第３号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方について
１．陳情第４号・消費税率引き上げに反対する意見書の提出方について
１．所管事務調査
・行財政の運営に関する諸問題の調査
（平成２４年度事務事業評価（内部評価）報告書（平成２３年度事業分）について）
（普通財産（旧鏡町保育園）の管理状況について）
・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	亀田英雄君
副委員長	成松由紀夫君
委員	小薗純一君
委員	笹本サエ子君
委員	鈴木田幸一君
委員	友枝和明君
委員	野﨑伸也君
委員	藤井次男君

※欠席委員　太江田　茂君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長	木本博明君
総務部次長	山田忍君
財政課長	岩本博文君
市民協働部	
市民協働部次長	脇坂裕君
防災安全課長	東坂宰君
農林水産部	
農業生産流通課長	橋永高徳君
企画戦略部長	永原辰秋君
企画政策課長	丸山智子君
行政改革課長	豊本昌二君

○記録担当書記　　竹　岡　雅　治　君

（午前１０時０２分　開会）

○委員長（亀田英雄君）　皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第８７号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第５号（関係分）

○委員長（亀田英雄君）　最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第８７号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第５号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から、歳入等及び歳出の第２款・総務費について説明願います。

○総務部長（木本博明君）　はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君）　はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

総務委員会に付託されました議案第８７号及び９８号の平成２４年度八代市一般会計補正予算・第５号と第６号、それから議案第８９号・専決処分の報告及びその承認について、補正予算の第４号でございますが、その歳入及び歳出のうち総務費につきましては総務部の山田次長が、教育費及び災害復旧費のうち市民協働部関係分につきましては市民協働部の脇坂次長が説明いたしまして、その後、議案第９１号、９２号、９６号、９７号につきましては関係課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君）　はい、よろしくです。

○総務部次長（山田　忍君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、山田総務部次長。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

総務部次長の山田でございます。よろしくお願いします。では、座らせていただきまして説明いたします。

○委員長（亀田英雄君）　どうぞ。

○総務部次長（山田　忍君）　それでは、別冊となっております議案第８７号です。こちらの横でございますね。平成２４年度八代市一般会計補正予算・第５号をお願いいたします。

総務委員会付託分につきまして御説明いたします。

それでは、まず１ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で、歳入歳出それぞれ８億６９４０万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ５３１億８６２０万円といたしております。

次に、第２条で、地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、４ページの表で説明いたします。

それでは、４ページをお願いします。

第２表・地方債補正は、今回の学校整備事業及び災害復旧事業の歳出補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

詳しい内容につきましては、１１ページの歳入、款２１・市債で説明をいたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

８ページをお願いします。

まず、款の１０、項の１、目１、節１・地方

交付税で８１６万４０００円を計上しておりますが、これが本補正予算の一般財源でございます。

次に、款１２・分担金及び負担金、項１・分担金、目１・農林水産業費分担金、節１・農業費分担金で８０万円を計上しておりますが、これは農地の災害復旧工事費に対する受益者の分担金で、二見地区農地の復旧工事費２００万円の４０％の分担金となっております。

次に、款１４・国庫支出金、項１・国庫負担金、目３・災害復旧費国庫負担金、節１・公共土木施設災害復旧費負担金で９８１２万５０００円を計上しております。

これは、本年の６月と７月の梅雨前線豪雨により被害を受けました道路橋梁施設、市道市ノ俣線など９路線の災害復旧事業の国庫負担金として、国庫負担事業費６６００万円の６６．７％の４４０２万２０００円と、同じく被害を受けました河川施設、山神川など１４河川の災害復旧事業の国庫負担金として、国庫負担対象事業費８１１１万５０００円の６６．７％の５４１０万３０００円を計上しております。

次に、９ページになりますが、款１４・国庫支出金、項の２・国庫補助金、目２・民生費国庫補助金、節１・社会福祉費補助金で、９４１万５０００円を計上しておりますが、これは向春苑など３事業所の訪問看護ステーションの大規模化に要する経費を補助する地域介護・福祉空間整備等交付金９００万円と、障害者虐待防止対策支援のためのチラシ作成に対する障害程度区分認定等事業費補助金４１万５０００円でございます。

次に、同項、目７・教育費国庫補助金、節２・中学校費補助金で３５６０万３０００円を計上しておりますが、これは第一中学校校舎耐震改修事業費補助金でございまして、国庫補助対象事業費のうち、地震補強部分の補助率２分の１と大規模改造部分の補助率３分の１を適用しました補助金額でございます。

次に、款１５・県支出金、項の２・県補助金、目１・総務費県補助金、節１・総務管理費補助金で４１８万９０００円を計上しておりますが、これは市町村や地域住民の自主的な地域づくりを後押しするため、移住、雇用、交流拡大及び地域コミュニティー維持等に資する取り組みへの総合的な支援を目的とした地域づくりチャレンジ推進補助金でございます。本年は、ＮＰＯエスエスピーが実施しますさかもと再生プロジェクト事業に８４万１０００円、八代妙見祭活性化協議会が実施します八代妙見祭交流拡大事業に１３４万８０００円、市が実施します日奈久温泉活性化事業に２００万の３事業でございます。

次に、同項、目２・民生費県補助金、節１・社会福祉費補助金で３億７５４４万３０００円を計上しておりますが、これは民生委員・児童委員活動を広く住民にＰＲするための経費を補助する民生委員・児童委員活動助成費補助金４５万円、また、小規模多機能型居宅介護支援事業所ブロッサムなど３施設のスプリンクラー等の設置を補助する介護施設等スプリンクラー整備特別対策事業補助金１９９万３０００円、また、第５期八代市高齢者福祉計画・八代市介護保険事業計画において施設入所の待機者解消を目的として小規模特別養護老人ホーム平成苑など２施設及びグループホーム大渕産業など３施設の整備費を補助する介護基盤緊急整備特別対策事業補助金３億２２００万、また、ただいま説明しました小規模特別養護老人ホーム２施設及びグループホーム３施設の整備に当たり、施設開設時からの安定した質の高いサービスを提供する体制整備を支援するため、開設準備費を補助する施設開設準備経費助成特別対策事業補助金５１００万円でございます。

次に、同項、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で７１２万１０００円を計

上しておりますが、これはアグリ日奈久などが行います県産飼料を利用して生産される畜産物の認知度向上や消費拡大運動を展開するため、栄養価の高い飼料の生産推進や生産機械導入に対し補助する、くまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業補助金６８２万２０００円などでございます。

次に、同項、目５・商工費県補助金、節１・商工費補助金で３２４万１０００円を計上しておりますが、これは本町二丁目商店街振興組合のひこいちパーキング整備などに対し補助する、まちなかづくり推進事業補助金でございます。

１０ページをお願いします。

次に、同項、目９・災害復旧費県補助金、節１・農林水産業施設災害復旧費県補助金で７１５２万円を計上しております。

これは、本年６月、７月の梅雨前線豪雨により被害を受けた二見下大野農道など８カ所の本格的な災害復旧事業でございまして、補助対象事業費１０分の６．５、また１０分の５の農業施設災害復旧費補助金９１２万５０００円と、同じく梅雨前線豪雨により被害を受けました破木寺前瀬線など林道１２路線の本格的な災害復旧事業でございまして、補助対象事業費の１０分の６．５、または１０分の５の林道施設災害復旧費補助金６２３９万５０００円でございます。

次に、款１５・県支出金、項３・委託金、目３・農林水産業費委託金、節１・農業費委託金で１６万１０００円を計上しておりますが、これは二見洲口樋門、日奈久樋門に係る農地海岸樋門維持管理業務委託金でございます。

次に、同項、目６・教育費委託金、節１・小学校費委託金で３０万円を計上していますが、これは昭和小学校で実施します道徳教育用郷土資料「熊本の心」活用事業委託金でございます。

次に、款１９、項１、目１、節１・繰越金で７５０８万５０００円は、今回補正予算の一般財源でございます。

続きまして、１１ページをお願いします。

款の２０・諸収入、項４・雑入、目５・雑入で１０４３万３０００円を計上しておりますが、これは日奈久大坪地区及び日奈久塩北・塩南地区の地上デジタル放送の難視対策としての共聴施設整備に対する社団法人デジタル放送推進協会からの新たな難視対策事業費補助事業助成金８０４万４０００円と、東日本大震災の災害復旧事業に従事するため、本年の１０月から来年３月までの６カ月間にわたりまして、宮城県石巻市に派遣します本市職員３名の旅費などに係る石巻市からの東日本大震災職員派遣経費負担金２３８万９０００円でございます。

歳入の最後です。

款２１、項１・市債、目６・教育債、節２・中学校債で６８４０万円を計上しておりますが、これは第一中学校校舎耐震改修事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の９５％でございます。

次に、同項、目８・災害復旧債、節１・農林水産業施設災害復旧債で５２５０万円を計上いたしておりますが、これは本年６月、７月の梅雨前線豪雨により被害を受けた二見下大野農道など８カ所の本格的な農業施設災害復旧事業及び災害復旧事業費負担金に係る市債で、補助対象事業費及び災害復旧事業費負担金から県補助金などを除いた額の９０％、１５００万円と、同じく梅雨前線豪雨により被害を受けました破木寺前瀬線など林道１２路線の本格的な林道施設災害復旧事業に係る市債で、補助対象事業費から県補助金を除いた額の９０％、３７５０万円でございます。また、同項、同目、節２・公共土木施設災害復旧債で４８９０万円を計上しておりますが、これも梅雨前線豪雨により被害を受けました市道市ノ俣線など９路線の道路橋

梁施設災害復旧事業に係る市債で、負担対象事業費から国庫負担金を除いた額の１００％、２１９０万円と、同じく梅雨前線豪雨により被害を受けた山神川など１４河川の河川施設災害復旧事業に係る市債で、負担対象事業費から国庫負担金を除いた額の１００％、２７００万でございます。

以上、今回補正の歳入合計８億６９４０万円の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

１２ページです。１２ページをお願いします。

款の２・総務費、項の１・総務管理費、目５・企画費で８４万１０００円を計上いたしておりますが、これは県の地域づくりチャレンジ推進補助金を同額受けて行いますもので、ＮＰＯエスエスピーが実施します坂本の食や観光資源などを生かした体験ツアーの商品開発やいかだ下りの実地検証など、さかもと再生プロジェクト事業の経費を補助するものでございます。

次に、同項、目６・情報推進費で８０４万４０００円を計上いたしておりますが、これは社団法人デジタル放送推進協会の助成金を同額受けて行うもので、日奈久大坪地区及び日奈久塩北・塩南地区の地上デジタル放送の難視対策としての共聴施設整備事業費を助成する新たな難視対策事業費補助事業助成金でございます。

以上、平成２４年度八代市一般会計補正予算・第５号の歳入と歳出の総務費の説明といたします。

○委員長（亀田英雄君）　それでは、引き続き、市民協働部から歳出の第９款・教育費について説明願います。

○市民協働部次長（脇坂　裕君）　はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、脇坂市民協働部次長。

○市民協働部次長（脇坂　裕君）　はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

市民協働部の脇坂でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして、御説明をいたします。

○委員長（亀田英雄君）　はい、どうぞ。

○市民協働部次長（脇坂　裕君）　それでは、議案第８７号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第５号のうち、市民協働部関係につきまして御説明をいたします。

予算書の１５ページをお願いいたします。

款９・教育費、項７・社会教育費、目６・文化財保護費で節１９・負担金補助及び交付金１３４万８０００円の補正をお願いいたしております。補正後の金額は１億３８７６万４０００円となります。特定財源といたしまして、県が行います地域づくりチャレンジ推進補助金事業を活用するもので、県からの補助内示を受けまして補正をいたすものでございます。

補助対象者といたしましては、八代妙見祭交流拡大事業の実施主体であります八代妙見祭活性化協議会に対し助成をいたすものでございます。

補助金の申請内容でございますが、情報発信育成事業といたしまして、妙見祭の海外ＰＲ事業などを行うこととしております。

まず、海外向けＰＲといたしまして、英語、中国語、韓国語、日本語のＰＲ映像をおさめましたＤＶＤやチラシ、妙見祭を絵柄にしたトランプなどを作成しまして、今後来航予定の大型クルーズ客船利用客などへの配布を予定するほか、姉妹都市であります北海市や県の上海事務所、熊本空港など、外国人の目に触れる場所、機関に置いていただきまして、海外への積極的なＰＲを図ることとしております。

また、妙見祭の御夜に合わせまして行われます県内各地域のガメが一堂に会しますガメさん大集合などの事業が計画されておりまして、交

流事業も展開することとされております。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君）　以上の部分について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木田さん、ありませんか。

○委員（鈴木田幸一君）　よかですか、１つ。

○委員長（亀田英雄君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。９ページのですね、歳入の部分の９ページの商工費県補助金ですけど、まちなかづくり推進事業の補助金が入っております。これ、本町二丁目のひこいちパーキングか何かということで今説明ありましたが、これは地元から、こういった要望があったことに対しての補助をつけたということですか。

○委員長（亀田英雄君）　はい、山田次長。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。こちらにつきましては、当然、本町二丁目商店街の振興組合の要望を受けてですね、八代市経由で熊本県のほうに申請を上げたという経緯でございます。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　今、あの八代アーケードの町中が非常に活性化してほしいという要望があるわけなんですけれども、ほかにもこういった要望があるということはないんですかね。

○委員長（亀田英雄君）　山田次長。

○総務部次長（山田　忍君）　今回は、こういった本町二丁目の振興組合のでしたが、昨年も本町三丁目だったかと思いますが、こういった要望関係ございます。それぞれ、その時期ですね、それぞれの商店街の組合のほうでの事業を導入される時期に合わせてですね、こういった補助金を活用されるということで、はい、ことしはこれだったということですね。

○委員（鈴木田幸一君）　これだったと。はい、わかりました。

はい。

○委員長（亀田英雄君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　いや、補正前の額が５７０万だったということ、そして、補正額が３００万ということで、ちょっと額、金額的に言うならば、補正、９月補正との割合でするならば、ちょっと補正額が多いかなと思うし、また全体的な額としては、このぐらいの要望しか上がっていないかなというふうに、ちょっと感じたもんだから、今質問したわけなんですけれども。

よかです。以上です。

○委員長（亀田英雄君）　いいですか。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

○委員（藤井次男君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、藤井委員。

○委員（藤井次男君）　はい。９ページの下から２番目、農林水産業費県補助金、このくまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業補助金、これは大体どぎゃんした性格のものですか。この栄養価の高い飼料をつくる、６８２万円、これは日奈久という説明だったばってん、どういう性格の補助金ですか。

○農業生産流通課長（橋永高徳君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　橋永課長。

○農業生産流通課長（橋永高徳君）　はい。おはようございます。農業生産流通課の橋永と申します。

このくまもと型飼料用稲生産流通モデルといいますのは、去年から始まった事業で、飼料の高ＴＤＮ生産推進等と書いてありますが、可消化栄養分総量ということで、飼料の栄養価の高い飼料を確保して、そして、くまもと型という

のは、熊本の単県事業ということで、熊本で生産して、熊本の酪農家に使っていただくということで、らくのうマザーズに販売先は一括して送るようにして、それぞれ栄養価の高い生産組合の推進事業とか、それに伴う機械設備の整備とか、そういうのを目的とした事業となっております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　よろしいですか。

○委員（藤井次男君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　藤井委員。

○委員（藤井次男君）　飼料用の米にしては、いろいろ取り沙汰されとるばってん、その栄養価の高い品種ちゃ、まあ、これは質問にはならぬばってん、品種の面な、どぎゃんですか。そこまで指定してあっとですかな。

いや、これ聞くとはですな、やっぱり飼料用の稲作をつくる人は、今、所得補償によって、稲と変わらぬぐらいの補償をさすわけですな。ところが、栄養価の高いって、今までつくった飼料用と今度つくった飼料用の品種が、栄養価の高い品種ちゃ、どういう品種かということを聞くわけです。それによって、やっぱ、つくらぬばんけんですな。と思いますが。

○委員長（亀田英雄君）　藤井委員にお断りします。一応は歳入のことですけん。

○委員（藤井次男君）　ああ、ああ、そやんか。

○委員長（亀田英雄君）　はい。橋永課長がお答えになる分についてはいいですが、専門的な部分についてはですね、なかなか……。

○委員（藤井次男君）　歳入だったらない。

はい、よかです。

○委員長（亀田英雄君）　よかですか。

○委員（藤井次男君）　うん、よかです。

○委員長（亀田英雄君）　答えられ……。

○委員（藤井次男君）　うん、よかよか。要らぬ。

○委員長（亀田英雄君）　よかですか。済みません。（「後で」と呼ぶ者あり）後で対応してください。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

○委員（野﨑伸也君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。歳入全般なんですけど、今、国会のほうで赤字国債法案のですたい、成立のめどが立っとらぬちゅうような状況があって、地方のほうにですね、影響を及ぼすというようなことがニュース等で報道されとったわけなんですけど。実際、もう９月の時点でそのような影響がもう出とっとじゃなかろうかなというふうに思うわけなんですが、本市としてどういった影響が、もう既にあっているのか、また、今後予想されること、それに対する対応としてどういったことを行われるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　山田次部長。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。今般の赤字国債の特例法の成立していないということで、まず大きな影響としましては、地方交付税の配分ということで大きな影響が出ているということなんですが。実は、配分につきまして、比較的大きい都道府県となるんでしょうけど、都道府県、大きな県レベルでは地方交付税の遅延ということが起きていますが、財政力の弱い市町村にとりましてはですね、そういったことはありませんで、交付のほうはですね、金額のほうはもう交付されていると、予定どおりですね、来ているということです。

それから、そのほかの補助金につきましても、基本的には年度末といいますか、年度末あたりで交付されるというのがほとんどの補助金が多うございますので、そういった面ではですね、今のところ、その法案の影響というのは想定はしておりません。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　今後、今後の予想も、それでよかっかな。

はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。じゃ、特段、本市として心配することはないということでよろしいですか。

○委員長（亀田英雄君）　山田次長。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。全く通らなかったということになればあれなんですけど、年度末ですね、年度末までのですね、推移を見守っていきたいというふうに思っとります。

○委員長（亀田英雄君）　はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　ありがとうございました。

○委員長（亀田英雄君）　はい。

ほかにありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　なければ、これより採決いたします。

議案第８７号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第５号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第９８号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第６号（関係分）

○委員長（亀田英雄君）　次に、議案第９８号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第６号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から歳入について説明願います。

○総務部次長（山田　忍君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、山田総務部次長。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。引き続き、座らせていただきまして説明いたします。

○委員長（亀田英雄君）　はい。

○総務部次長（山田　忍君）　それでは、別冊になっております議案書、縦型の議案書、その２ですね、議案書、その２です。

議案第９８号になります。平成２４年度八代市一般会計補正予算・第６号をお願いいたします。

総務委員会付託分について御説明いたします。

まず、３ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で、歳入歳出それぞれ４７６８万８０００円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ５３２億３３８８万８０００円といたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。

８ページをお願いします。

款１５・県支出金、項２・県補助金、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で４７６８万８０００円を計上しとります。

これは、遊休農地の解消及び新幹線沿線を中心とした美しい農村景観の形成を目的に、ＪＡやつしろ太田郷支所農家組合長会など４団体が行う菜の花、レンゲなどの景観作物の作付に要する経費に対し補助する、みんなで取り組む耕作放棄地活用事業補助金に９２６万円と、園芸作物での品質、収量向上及びコスト低下を実現するために、あぐりーず、八代トマト流通セン

ターが行うハウス施設の２層カーテン及びそれに伴う施設の整備に対し補助する施設園芸緊急再生対策事業補助金３８４２万８０００円でございます。

以上、平成２４年度八代市一般会計補正予算・第６号の歳入の説明といたしますが、当委員会関係の歳出はございませんので、これで総務委員会付託分の説明といたします。

御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君）　以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。済みません、ちょっと教えてもらいたいんですけれども。

今、歳入のところで施設園芸緊急再生対策事業補助金ということで御説明いただいたですけれども、施設園芸緊急ってついとっですけど、何で緊急なんですか、緊急再生というのは。

○農業生産流通課長（橋永高徳君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　橋永課長。

○農業生産流通課長（橋永高徳君）　はい。この事業は、６月の県の補正予算で決まりました新規事業です。緊急対策事業という一番のメーンのところは、コスト削減ということで、今の燃料経費を３０％以上低減しようということが一番のメーンでございます。で、３年間、そのコスト削減の実施をモデル事業ということでするということで、緊急とついておりますが、今後の展開を考えて、６月補正予算で実施するというふうなことで始まった事業ということで、私たちは提出しております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。わかりました。ありがとうございました。（委員小薗純一君「おらわからぬ」と呼ぶ）

わかりました。よろしいです。

○委員長（亀田英雄君）　はい、小薗委員。

○委員（小薗純一君）　６月の県の補正予算で、この予算がついた。そんなら、何でこれは、９月補正の追加で出てこなきゃいかないんですか。その前の、１０日間しか違わぬとに、事務的なミスか何かあったんですか。別冊で出てくる理由を言ってください。９月３日に招集したやつにも農林水産業費入っていますよ。これも９月１３日に出てて、１０日間の違いは何ですかね。県の違いですか。６月補正で、こういう事業やろうとしたやつを市が対応ができなかって、間に合わなかったのか、県がルーズにしてたのか、どっちの責任でしょうか。なぜ一遍に、その２として、わざわざ歳入歳出部門で出してこなきゃいけなかった理由、それを教えてください。

○委員長（亀田英雄君）　山田次長。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。そちらにつきましては、９月の予算に、１０日余り違うんですけれども、最初、定例会の冒頭出すに当たりましては、その前に議会の運営委員会等ございますが、そこまでにある程度固まっている、予算的ですね、固まっているものを御提案するというようなところでやっておりますが、その時点では、まだ県との、八代市とですね、県との関係部局での調整があっとったということで、金額的な確定ができてないということが大きな要因でございまして、これらにつきましての補助金の内示をですね、いただきましたのは９月の５日、６日ということで、もうその時点ではもう開会を既にしとりました。そういったこともありましたものですから、議会の冒頭、定例会の冒頭にですね、出せなかったということで、あくまで最終的な詰め、県との詰めということで、最初、うちの農政サイドのほうでは、ある程度今回については引き受けについては厳しいかなというような話もしとったそうなんですが、県のほうからも、ぜひやってくれということで、そういったふうなやりとりとい

いますか、そういうのがあった中で、定例会の冒頭には間に合わなかったということです。

○委員（小薗純一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　小薗委員。

○委員（小薗純一君）　私は間に合っていると思いますね。県費の予算で、６月の補正が出てくるってなると、県はその補正のための箇所づけのための準備は６月までにしてるはずです。その中に八代が入ってて、その論議をしながら、決まるか決まらぬかというのは現実にあったかもしれません。あったかもしれないけれども、県はですね、県自身も９月補正をつくらなきゃいけない時期に、そのころにですね、６月補正の話をするばかはおらぬとですよ。それは、八代市のですね、事務的なルーズさがここにあらわれているんじゃなかろうかと私は思いますね。

県はもう９月補正ですよ。まさに、九州北部豪雨ですか、なんかの予算のために大変な努力をして県は、もう別な仕事をしてるんです。県が、９月５日ぐらいまでにですね、こういう個別の予算のですね、つけるか、つけないかなんていう論議はせぬはずですよ。私は、やっぱり、何というか、県に対するアプローチ、そういうのが市が足りなかったんじゃなかろうかなと思いますね。一遍に何で出せなかったのかというのは、理由が、どうしてもわからぬとですよ。追加でわざわざ出してきて、つきましたけん、こっば出しますって。６月補正で県が出した個別の予算を箇所づけが今になってしまいましたという論理が成り立つもんだろうかと思うな。どぎゃんでしょうか。それは、ぜひ聞いておきたいと思います。

○農業生産流通課長（橋永高徳君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　橋永課長。

○農業生産流通課長（橋永高徳君）　お答えします。

今回の補正追加議案は、７月１３日に県のほうから新規事業ということで要望調査がございました。対象が、各団体で３４団体ありまして、そこに直ちにファクスして要望調査をしたところです。

で、７月２４日に要望調査の八代市の取りまとめをしたところ、７団体で２億７２００万の要望がございました。県の６月の補正予算では９０００万ということで、総額がですね。うちだけでも足らないという状況だったんですけれども、８月１日に八代の振興局でヒアリングがありまして、この段階では事業費が足らないということもありましたので、７団体中５団体がヒアリングを受けております。

で、県のほうは、そういうことで、８月２３日に県下全部の取りまとめを終わって、内報ですね、ある程度、内報が８月２３日に参りました。結局、八代市は２団体の３８４２万８０００円という内示が、内報がございましたが、この段階で財政課のほうに、補正５号に間に合わないかということでお願いに行ったところでしたが、この時点ではもう取りまとめということで、間に合わないということもありましたので。実際、最終的な内示が来たのは９月６日でした。内報の段階で、一応団体の数は決まったんですけれども、正式に８月２９日に事業計画承認申請を県に出して、それで内示が参りましたのが９月６日ということで、財政のほうにお願いしまして、ぜひ９月議会には議決をいただきたいということで、追加提案でもお願いいたしますということで、私たちの担当課としてはお願いしたところです。

以上でございます。

○委員（小薗純一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　小薗委員。

○委員（小薗純一君）　県の内示がですね、その日に来た、９月の何日に来たというのは、私はそれはそれでいいと思います。

ただし、そうじゃなくて、その前に、それは

返事をもらえたはずです。それを結局、財政が、もう９月補正予算は、もうこの枠の中で行くということの前提があったから追加で出したというだけの話でしょう。もう一回検討して、間に合わせた、私はできたと思いますよ。県も、それは許してくれたはずだと思います。でないと、９月補正予算、もし市がだめだと言ったら、１２月になりますよ。そのまま置かれて。

そういうことをね、やっぱり迅速に対応する、そういう体制がですね、財政の中になければだめですよ。私は、そういう事情はですね、理解し合って、どこまでにどうにか、例えば、９月の２日までに、１日までにはどうにか了解、内示をとってくれというような話をしたっていいと思いますよ。そういうことをして、やっぱり、こういうふうに途中でいつでも出せば認めるんだということじゃなくて、この際、ここの時間に、補正というのは、それまでに間に合わせるというのが補正ですから、補正を逸脱した補正というのは、私はあり得ないと思います。それこそ１２月議会に回さぬと仕方がなかったことじゃないでしょうか。そういうふうな財政に対する真剣さが私は足りないんじゃないかなという気がしたから言ったまでです。御苦労さまでした。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　いいですか。

○委員（小薗純一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　答えは特に。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　今、小薗委員の意見を意見として拝聴したいと思います。（委員小薗純一君「はい」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君）　なければ、これで採決いたします。

議案第９８号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第６号中、当委員会関係分について原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」「御苦労さまでした」と呼ぶ者あり）

◎議案第８９号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長（亀田英雄君）　次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第８９号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第４号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、総務部から歳入等について説明願います。

○総務部次長（山田　忍君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、山田総務部次長。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。それでは、引き続き座らせていただきまして説明いたします。

○委員長（亀田英雄君）　はい、どうぞ。

○総務部次長（山田　忍君）　それでは、今回、こちらの議案書ですね、の１ページをお願いいたします。

議案第８９号です。専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成２４年度八代市一般会計補正予算・第４号で、本年７月中旬の梅雨前線により発生しました豪雨で被災しました施設の応急復

旧の必要性から、本年８月２日、緊急に専決処分を行ったものでございます。

当総務委員会付託分について御説明いたします。

５ページです。５ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で、歳入歳出それぞれ１億５０００万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ５２３億１６８０万円といたしております。

次に、第２条で、地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、７ページの表で説明いたします。

それでは、７ページをお願いします。

第２表・地方債補正は、今回の災害復旧事業に伴い５５６０万円の地方債の追加を行うものでございます。詳しい内容につきましては、１１ページの歳入、款２１で説明いたします。また、起債の方法、利率、償還の方法も定めております。

続きまして、歳入を説明いたします。

１１ページの２、歳入をお願いします。

款１０、項１、目１、節１・地方交付税で、９４４０万円を補正しておりますが、これが本補正予算の一般財源でございます。

次に、款２１、項１・市債、目８・災害復旧債、節１・農林水産業施設災害復旧債で２０５０万円を補正しておりますが、これは林道杉の本線など主な林道施設災害復旧事業の起債対象事業費３１６５万円の６５％の起債でございます。また、同項、同目、節２・公共土木施設災害復旧債で３５１０万円を補正しておりますが、これは市道大平・登俣線など主な道路橋梁施設災害復旧事業の起債対象事業費２８１０万円の１００％の起債と、壷焼谷川など主な河川施設災害復旧事業の起債対象事業費７００万円の１００％の起債でございます。

以上、平成２４年度八代市一般会計補正予算・第４号の歳入の説明といたします。

○委員長（亀田英雄君）　それでは、引き続き市民協働部から、歳出の第１０款・災害復旧費について説明願います。

○市民協働部次長（脇坂　裕君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　脇坂市民協働部次長。

○市民協働部次長（脇坂　裕君）　はい。市民協働部の脇坂です。引き続き、座って御説明をさせていただきます。

○委員長（亀田英雄君）　はい、どうぞ。

○市民協働部次長（脇坂　裕君）　それでは、引き続き、専決第５号・平成２４年度八代市一般会計補正予算・第４号のうち、歳出に係ります市民協働部関係分につきまして御報告をいたします。

１３ページをお願いいたします。

款１０・災害復旧費、項３・その他公共施設・公用施設災害復旧費、目３・消防施設災害復旧費で１０７９万８０００円を計上いたしております。内容としましては、坂本地区の防災無線基地局であります枳ノ俣局が土砂崩れによりまして、同じく中津道局と八竜中継局が落雷により被災をいたしました。また、枳ノ俣消防用ポンプ格納庫が土砂崩れにより埋没しましたことに対します災害復旧費でございます。

支出の内訳としまして、節１１・需用費７５２万４０００円は、ただいま申し上げました被災した防災無線基地局の機器修理に要する費用４９０万７０００円と、枳ノ俣局の土砂撤去に係る費用２６１万７０００円でございます。節１５・工事請負費といたしまして、枳ノ俣消防用ポンプ格納庫改修費７８万８０００円を計上いたしております。節１８・備品購入費としまして２４８万６０００円を計上いたしております。枳ノ俣消防用小型ポンプ購入に要します費用２４５万２０００円が主なものでございます。

１４ページをお願いいたします。

次に、款１０・災害復旧費、項４・文教施設災害復旧費、目２・社会体育施設災害復旧費としまして、節１１・需用費で５７万２０００円を計上いたしております。

これは、東陽町の河俣山村広場ののり面が一部崩れましたので、その土砂撤去に係る費用でございます。

以上、御報告とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君）　以上の部分について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（成松由紀夫君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　少し教えてください。１３ページ、枳ノ俣消防用ポンプ格納庫工事の７８万円てあるとですけれども、どういったものがどういった形で据わるのか、その内訳を、大まかでよろしいので、詳しくなくていいですよ。教えてください。

○防災安全課長（東坂　宰君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、東坂課長。

○防災安全課長（東坂　宰君）　はい。現在、土砂に埋まった形での倉庫があるわけですけれども、これを災害復旧、新たにつくり直すということですので、今、副委員長思っていらっしゃる部分は別件の、多分、消防倉庫補助等がありますんで、そちらとの絡みで考えていらっしゃるかとは思うんですけれども、そうではなくて、もう現在あるものを、その形で復旧するというような形でございまして、大変古いものでございますので、現在、補助等を行っております、ああいう形の部分ではございません。サイズもかなり小さいですし、今のある形での復旧という形になります。

○委員（成松由紀夫君）　はい、わかりました。

はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　今ある形ちゅうことは、例の、あの１０メーター、１６、ああいうのじゃなくて、今のやつをもう新たにつくられるということでよかですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。ちょっと教えてください。

歳入のところでですね、今回の財源、地方交付税ですという話あったんですよ。あと市債が入って、今回の補正のあれということなんですけれども。補正予算・第５号の関係で、また災害復旧費のほうが上がってきとったところでは、いろんなところでですね、分担金だったり、災害復旧費、国庫負担金だったりというのが入ってきとっとですけれども、今回については何でそれが入っていないのか、教えてください。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　山田次長。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。今回の専決処分しました災害復旧事業につきましては、応急的な措置ということで、例えば、流出した土砂の撤去ですとか、川ですと、川にたまった土砂の除去とか、そういったことで、現物、施設の復旧ということではなくて、応急処置ということでございますので、そういったものには国の補助金といいますか、そういったのの対象にならないということでした。

ですから、今回専決処分しましたのは、そういった類いものが全部でございまして、次の今度定例会に出しています予算につきましては、本格的な復旧工事ですので、壊れた部分を完全に直すというようなことですので、ある一定の金額以上につきましては、国の補助の対象にな

るということで、補助金があれば、起債もあります。農地については、そういった分担金もあるということでした。

そういったことで、今回につきましては、ある一定の規模の単独工事であった場合について、起債も一部とれるのがあるということでしたので、その起債を一部とったということです。

○委員長（亀田英雄君）　はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい、わかりました。応急復旧については、国からのあれがつかないということで理解したいというふうに思います。

ただですよ、考えてみれば、緊急性がないところについては、本格復旧という形でとれるということですよね。やっていいちゅうことですね、緊急性がなければ。本格復旧ということにしてから。先延ばしにしても。そういうところについては、ちゃんとすみ分けをしてから、やられてるんだろうと思いますけれども、どうですかね。

○委員長（亀田英雄君）　山田次長。

○総務部次長（山田　忍君）　はい。国の補助対象につきましては、それぞれの基準がございまして、その基準に当てはまらなければ、先延ばししようがですね、そういうなのは関係なく、ある一定の基準に、国の補助基準に基づいたところの分の復旧事業がなると、補助対象になるという規定を超えた部分でないとならないという制限はあります。

ただ、今回の分は、それがほとんど、全部ならないということでしたので、あくまで国の補助の査定を待って行うということでしていますので。あくまで基準に当てはまるかどうかというのが、国の補助が出る、補助金が出るか出らないかの分かれ目ということになろうかと思います。

○委員長（亀田英雄君）　野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい、わかりました。

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

○委員（小薗純一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、小薗委員。

○委員（小薗純一君）　８月２日専決分、この事業は、緊急事業ですから、災害復旧の事業ですから、もう事業、全部済んだんでしょうか。なぜかというと、また台風が来たりすると、また来ますから、早急な修繕、その手当ては、もう終わったごろなんでしょうか、どうなんでしょうか。１億５０００万分の、この復旧費は。

○財政課長（岩本博文君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　岩本課長。

○財政課長（岩本博文君）　はい。財政課の岩本です。

執行状況を把握しておりませんけれども、もう８月の専決で、もう即時対応できるような体制を整えておりますので、もう各事業課では、この予算をもって対応しておりますので、もう既に終わっているかどうかまでは、ちょっと確認しておりませんが、確実に復旧作業は進められているというふうに思っております。（委員小薗純一君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君）　いいですか。

○委員（小薗純一君）　検証します。はい。いいです。

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　なければ、これより採決します。

議案第８９号・平成２４年度八代市一般会計

補正予算・第４号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手全員と認め、本案は承認されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第９１号・八代広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

◎議案第９２号・八代広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について

○委員長（亀田英雄君）　次に、議案第９１号・八代広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について及び議案第９２号・八代広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分についての２件については関連がありますので、本２件を一括議題とし、採決についてはそれぞれ個別に行いたいと思います。

それでは、本２件について一括して説明を求めます。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、丸山企画政策課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

企画政策課の丸山です。それでは、失礼いたしまして着座にて説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君）　どうぞ。

○企画政策課長（丸山智子君）　議案第９１号と９２号につきまして一括して御説明申し上げます。

本件は、広域行政事務組合規約に規定してあります共同事務の変更及び財産処分について、関係市町間で協議を行うため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決をお願いするものです。

規約変更の理由といたしましては、国が市町村合併の進展等によりまして広域行政圏施策が当初の役割を終えたとして、平成２１年３月末をもって、ふるさと市町村圏推進要綱等を廃止したこと、また、八代圏域内においても、市町村合併により構成が２自治体となっていることなどを踏まえ、本年度をもって、広域行政事務組合の共同処理事務としての地域活性化事業を廃止し、それに伴い、ふるさと市町村圏基金を廃止しようとするものです。

初めに、議案第９１号についてですが、変更の内容につきましては、資料としてお配りしております新旧対照表をごらんください。

右が現行、左が変更案です。

規約の変更は、２条構成となっております。

第１条による変更は、八代ふるさと市町村圏基金に関する第５章を全て削除し、出資金に係る別表第２も削除するものです。

第２条による変更は、現行の共同処理する事務、第３条のうち、地域活性化事業に関する規定である第１号「広域にわたる総合的な計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。」と、裏面になりますが、第２号「前号の計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域活動計画に基づき行う地域活性化事業に関すること。」を削除するものです。

別表は、広域行政事務組合に要する経費について、関係市町の負担割合を定める表ですが、地域活性化事業がなくなりますので、別表の第３条第１号及び組合運営に要する経費の欄が削除となり、消防事務等に要する経費についてのみの記載となります。

では、議案の２８ページをお願いいたします。

表の下の欄に、附則として変更の実施時期を定めてあります。変更規約の第１条、ふるさと市町村圏基金の廃止に関する部分は平成２５年３月２９日から施行し、第２条の規定は平成２

５年４月１日から施行となります。これは、ふるさと市町村圏基金が年度内の３月２９日に返還されることから、基金に関する条項のみ先に施行するというものです。

次に、議案第９２号・八代広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について説明を申し上げます。

議案の３０ページをお願いいたします。

先ほど説明申し上げましたように、基金は平成２５年３月２９日をもって廃止となりますので、議案の１にございますとおり、出資金総額９億円のうち、八代市出資金額７億９０１２万８０００円は八代市に、また氷川町の出資金額１億９８７万２０００円は氷川町に帰属させるというものです。

次に、２の県の補助金１億円につきましては、当該補助金の返還を求めないとする県知事の承認を得た額を、平成２５年３月２９日に、関係市町の出資割合に応じて関係市町に帰属するものとするとしております。

県の補助金につきましては、補助の目的であるふるさと市町村圏基金が廃止となれば、本来、返還を求められるところですが、今回、ふるさと市町村圏基金と同種の基金に積む場合は返還不要であるとの県の見解が新たに示されました。両市町とも、地域振興に係る基金の造成を検討いたしておりますので、それが認められますと、県の補助金１億円についても、出資割合に応じて構成市町に帰属することになる見込みです。

以上で、議案第９１号及び９２号についての説明を終わります。

御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君）　以上の部分について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（鈴木田幸一君）　委員長、はい。

○委員長（亀田英雄君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　熊本県の補助金１億円についてはですね、実は戻せていうことだったですよ。（企画政策課長丸山智子君「はい」と呼ぶ）それで、私、広域の議員さしてもらっとるんですけど、今まで事業をしているのに、どうして戻さぬばならぬとだろうかて、戻す必要はないて、基金ちゅうとはそういった性質のもんで、もし事業してない場合は戻さぬばいかぬけども、もう何年も、例えば、スリーデーマーチとか事業をしておるから、戻す必要はないんだということで言ったがいいていうことで、戻さないようにということでなっている。私たちの説明にはですね、まだ市町村に帰属するていうか、出資割合に応じて市町村に帰属するていうとこまで結論出とらぬだったですけれども。この、平成２５年３月２９日に関係市町村の出資割合に応じて関係市町村に帰属するていうことで、もうこれは確定したとですかね。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。県知事の承認が得られれば帰属するということでございます。済みません、県の補助金につきましてはですね。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　県知事の承認を得た、――ちょっと待って。

○委員長（亀田英雄君）　よかですよ、ゆっくりと。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。当該補助金の返還を求めないとする熊本県知事の承認を得た額を帰属するということですか。（企画政策課長丸山智子君「はい」と呼ぶ）

てことは、まだ知事は承認しとらぬということですか。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。そうです。県からの見解ということで、今回、県の補助金についても、ふるさと基金と同種の基金を各市町が造成して、それに県の補助金を充てる部分については返還を求めないということでございます。

ですので、それ以外の用途で使うということになりますと、県の補助金１億円分は県のほうに返還しなければならないということです。

○委員長（亀田英雄君）　はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　ちょっと、意味のちょっとわからぬとばってん。

では、この部分ちゅうとは、第２項目めは、まだ出すべきじゃないとじゃないんですか。

○委員（成松由紀夫君）　ちょっとよろしいですか、委員長。今、関連で。

○委員長（亀田英雄君）　質問かい。

○委員（成松由紀夫君）　質問も含めて。今の点について。

○委員長（亀田英雄君）　よかですか、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　もし、成松委員が私以上に情報を持っとられるならば、それば。

（委員成松由紀夫君「もう、同じ部分なんで。私も同じことを質問しようと思って」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君）　鈴木田委員、いいですか。

○委員（鈴木田幸一君）　はい、よろしゅうございます。

○委員（成松由紀夫君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　今、鈴木田委員が聞かれている部分の、県の補助の返還は、二、三日前の広域のほうのお話では、県のほうは返還しなくてもいいという方向で、あとは知事が、それこそ承認するだけで、地域振興と今までのですね、方向性が変わらぬならば、これは返さなくていいというような方向で県の担当課が動いているということで、多分これは上がってきているというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。今、委員がおっしゃったとおりでございます。事前の協議は、広域行政事務組合、それから氷川、八代市、両市町もあわせました、県と一緒に協議をさせていただいております。

県のほうとしては、できるだけ返還を求めない方向で考えておられるということですが、やはり補助金として一旦交付されたお金でございますので、やはり当初交付された目的と同じような形で使われるのが望ましいということで、同種の基金に積んでいただければということでですね、新たに御提案いただいたというところでございます。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。なら、やっぱし、まだ、これ書くべきじゃないんじゃないですか、これは。出すべきじゃないんじゃないですか。一応、知事の承認を得た後ですね、これは、ここ出しとかぬば、また変更は、もし知事が印鑑を押さぬだったならば、変更になる可能性があっじゃなかですか。

もともとですね、この言い分、１億の言い分はですね、事業をやめたならば戻せていう、これは意見だったんですよ。それを、もう事業をしているのに、ずっと何回も事業しているから返す必要はないという、いわゆる広域議員の意見で、これは話が進んでいっておるんですよ。

だから、今の段階では、まだ１億円戻せちゅうことに対しては、決定はしていないと私は思うとっとですよね。成松委員の今話も聞いても、一応、その方向、方向ということで、決定ちゅうふうに聞いとらぬものだから。それなら

ば、この前、私たちが広域議会の中で聞いた情報とほとんど変わっとらぬということで、今のこの段階で、これを文章化するちゅうのは、少しおかしいて私は思いますけど。

○委員長（亀田英雄君）　ここまで出てきた経緯ですね。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　これにつきましては、広域行政事務組合のほうで、県の市町村行政課とも十分協議をされた上で出させていただいております。このような形で財産処分については、今の段階で議決を受けておいて差し支えないということで出させていただいております。

で、委員が御心配になるというのは、県のほうに、そうは言っても補助金を返還しなければならない事態もあるのではないかということを御心配かと思っておりますが、先ほど申し上げましたが、八代市も氷川町も今、今のところ、今回戻ってくるお金については同種の基金を造成するという方向で考えておりますので、その状況を説明した上で、県からは、では、もう返還、その部分については返還を求めないというふうな御見解、回答はいただいているところです。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　これについてはですね、広域行政のほうで事業をしておったんですよ。例えば、さっき言ったスリーデーマーチとかキッズサッカーとかいうことで事業をしておったんですよ。それにもかかわらず、返せていう県の意見だったので、事業をしているから返す必要はないんじゃないかということを八代市の広域のほうから言って、それを一応、検討しておる状態の中での今の状況なんですよね。

で、知事がそれを承認をした段階で、これは、ああ、１億は戻ってくるんだって。ただし、今までどおりの事業をしてほしいということであろうけれども、今度は担当課が変わってということですもんね。例えば、広域行政のほうから、どっちかな、担当課を今度は本庁のほうに戻して、その事業を継続するということでしたけれども。

実は、これについては、例えば、氷川町はですね、これについてはまだどの事業をするということまで上げてないんですよ。すなわち、スリーデーマーチについては、もう自分たちのほうは事業はしないんだって、もちろんキッズサッカーについても、もう事業しない方向ていうことでありますので、こういった文章ちゅうとはですね、まだ少し早いて私は思うんですけど。しっかりした確定ばして、後でないと、私たちはいつも臨時でも呼ばれれば、行って、すぐ検討する状態を持っているわけなんだから、しっかりした状況を踏まえていないと、こういったものを文章化するのは、ちょっと早計だと私は感じましたもんだから、言いました。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　わかりました。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　よかですか。はい、丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　済みません。説明のほうが足りないところがございまして、申しわけございません。

県の承認につきましては、先日おりたということでございます。

それから、今回、議決……（「それば言わぬばんたいな」と呼ぶ者あり）（委員鈴木田幸一君「そんなら、よかとばい。はい、よかっですよ」と呼ぶ）ありがとうございます。（「それば最初に言わぬばん」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　おりたっですね。なら、正式に部長。永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君）　今、広域行政に確認しましたところ、正式にきょう承認がおりたという連絡が今ありましたので、今連絡させていただきます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

それと、（「次の議会に出さぬばんたい、今なら」と呼ぶ者あり）それとですね、きょうお願いしているのは、協議書を同文議決する、つまり氷川町と八代市がこういう内容で協議してよろしいかというのを御提案しているわけでして、これを協議を調ったものを今度は広域行政に返すということですから、これを書いていないと、またこの分の協議書が必要になってきますですね。（「最初から、そぎゃん言わぬけん」と呼ぶ者あり）ですから、一緒に協議をしてよろしいかという議案を出させていただいているということで御理解いただければ。（「はい、わかりました。オーケーです」「そこまでの趣旨を説明していただければですね、今の話はなかった話ですけん」と呼ぶ者あり）

○委員（成松由紀夫君）　よかですか。

○委員長（亀田英雄君）　はい。

○委員（成松由紀夫君）　はい。私は、ちょっと違う角度の質問なんですけども。いや、今の件はしっかりわかりました。

要するにですね、この基金を取り崩して、八代と氷川で今度、こうやって審議するわけですが、今先ほど鈴木田委員からも心配されとったスリーデーマーチあたりが今度は氷川町は完全に外れて、八代市でこの７億９０００万の運用なのか、どういった形でスリーデーマーチをですね、商工観光部でやられると思うんですけれども、その辺の受け入れがですよ、実際心配するところが、広域では私もあんまり発言できる立場ではないもんですから、こっちで、ちょっと心配するのは、あれだけのイベントをですね、今、商工観光部が抱えておられる中で、今度またスリーデーマーチが入ってきて、このお金をどういった形で運用されるのか、まあ、シミュレーションも含めてあろうけんで、これを上程してこられたと思うとですよね。

で、大変、人数が少ない中、どこの担当課も、どこの部署もそうでしょうけど、今の商工観光部の中で、またこのスリーデーマーチというビッグイベントを抱え込んで、これだけのお金をどういった形で運用して、どうやるんだというのをですね、職員さん方、非常に大変な中、どうなのかな、そもそも。そもそも、これを切り崩して、八代市が丸抱えして、八代市としてのイベントとしてしたら、相当、今、商工観光部の職員さん方、ビッグイベント抱えて、花火大会やら何やらある中でですね。これ以上、また、山本部長の顔色見ると、非常に疲れとんなる、やつれて心配すっとですよ。

だいけん、やっぱ、そういう部分で考えるとどうなのかなと、受け入れのその辺は。

○企画戦略部長（永原辰秋君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　永原部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君）　はい。御心配いただきまして、ありがとうございます。

我々も、この広域のほうから、こういった打診があったときに、そのスリーデーマーチをどうするんだという議論をさせていただきました。ただ、これまで長く続けてきたスリーデーマーチをやめるわけにはいかないし、当然、八代市、氷川も含めて地域振興に大いに、活力につながってきたイベントでございますので、どうしても八代市で引き受けて続けるべきだという結論に達しました。

じゃ、どうやってやるのかということと、１つは、今、御心配いただいた組織体制のことと財源の話。

で、１つは、その財源というのは、この８億円、約８億円の基金を八代市に帰属できるということですので、あと、これを基金を今までは基金の運用型にしてありました。利子を使って

事業をやっていたんですけれども、現在のこの利率では、とてもこれはイベントはできないということで、これは総務省のほうの通達の中で、取り崩し型でできるということです。つまり、利子だけじゃなくて、基金そのものを崩しながら使っていいですよという方針が示されましたので、今後、そういった形の基金、これはまた、基金条例は提出することになりますけれども、その際、またいろんな御意見をいただければと思うんですが、取り崩し型の基金として、これ財源として使えると。ただ、スリーデーマーチだけの財源としては非常に大きな財源になりますので、スリーデーマーチだけじゃなくて、八代市全体の、例えば、こういったイベントをたくさん抱えておりますので、そういったものにも使っていけるような基金の積み方をするべきじゃないかということで今議論をしとります。

それと、もう一つは体制の話でございますが、確かに現在の商工観光課、――観光振興課の体制では無理でございます。当然、そこには増員等を入れていかねばなりませんし、そこは我々も今ずっと検討して、これは基金を受け入れるときからずっと議論をさせていただいて、当然、増員ということを冒頭に入れて。実は、去年から１人、商工観光は１人ふやしとります。というのは、ことし、スリーデーマーチのイベントは、１回もう終わりまして、次の年度の事業もスタートします。実行委員会なんかが今からスタートしますので、事務を引き継いだり、いろんな事務が出てまいります。もう既に始まっとるんですけれども。そういったことで当然、人は要りますので、１人ふやしておりますし、それから、来年度の体制としては、広域行政に派遣している職員がいます。これは、その人間が来るということではありません。数としては、当然、八代市に帰ってくるわけですから、数としては充てられる数としてカウントできるわけですので、その辺は今、人事サイドと協議をしているところですけれども、そういった形で体制を強化しながら、八代市としてはやっていくということで、現在のところ協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員（成松由紀夫君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　はい。増員と、それと取り崩し型の基金でやっていく。まあ、それは当座の形になっとでしょうけれども、やっぱり取り崩し型だと、どうしてもまた将来的なことをまた含めて考えていかなん時期もあるでしょうし、いつまでもあるわけじゃなかけんですね。

それと、その増員型というのも、どれぐらいなのか。今、広域の事務方の職員さん方見とっても、もうそれこそ総動員、それと消防のＯＢの方であったり、いろんな方々でですね、それで何とか、それでもいっぱいいっぱいですよね。そういう中の事業と、皆さんの頑張りば足元で見とると、とても今の八代市で、頑張ってもらわにゃいかぬ、いかぬけれども、大分負担がいくんじゃないかなというところが正直なところの感想と心配とありますので。受けた以上はやらにゃいかぬということで、一生懸命やられるでしょうけれども、そこら辺は少し現場の体制も含めて、あと財源的なことは当座それで行けるということですから、そこら辺をしっかり考えてですね、やる以上は例年と変わらないようなスリーデーマーチで続けられるようにですね、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　意見ですね。

○委員（成松由紀夫君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　なければ、これより個別に採決します。

議案第９１号・八代広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手全員と認め、本案は可決されました。

○委員長（亀田英雄君）　次に、議案第９２号・八代広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手全員と認め、本案は可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第９６号・八代市防災会議条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君）　次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第９６号・八代市防災会議条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○防災安全課長（東坂　宰君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂　宰君）　こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

防災安全課の東坂でございます。着座での説明をお許しいただきたいと思います。

○委員長（亀田英雄君）　どうぞ。

○防災安全課長（東坂　宰君）　議案つづりの３７ページをお開きください。

議案第９６号・八代市防災会議条例の一部改正につきまして説明いたします。

今回の改正は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織を充実することなどを目的として、平成２４年６月の２７日に災害対策基本法が一部改正されたことに伴いましての改正でございます。

それでは、次の３８ページをお開きください。

ここに改正案を記載しておりますけれども、大変見づろう、わかりづらいと思いますので、別紙で配付しております、右肩に議案第９６号関係資料、議案第９７号関係資料と併記しております１枚のペーパーをごらんいただければというふうに思います。

○委員長（亀田英雄君）　ありましたか。

はい、いいですよ。

○防災安全課長（東坂　宰君）　はい。まず、第２条の変更についてですが、これまでの防災対策基本法及び本市の防災会議条例におきましては、災害応急対策の段階では、災害対策における情報収集というものを記載しておりました。しかしながら、応急対策の段階では、防災会議を開くことは大変難しゅうございますので、災害の情報収集につきましては、災害対策本部において一元的に行うことが効果的であるというふうに考えるようになってきております。

一方、防災に関する重要事項の審議につきましては、これまで規定されておりませんでしたが、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、所掌事務として、これを追加することとして、第２条第２号を「市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。」ということから、今回は「市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」というふうに変更いたします。

また、あわせまして、第２条第３号として、「前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。」という条文を追加したところでございます。

なお、第３号の追加に伴いまして、もとの第３号が第４号へと、その条文中、「前２号」とございました部分が「前３号」へと変更になります。

続きまして、第３条でございますが、第５項では、委員についての説明をしている条項でございますけれども、今回の改正では、委員として多様な方々の参画を求めるため、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」という条文を第９号として追加したところでございます。

これに伴いまして、もとの第９号が第１０号へと変更になります。

また、第７項におきましては、「第５項第８号」とありました部分を「第５項８号及び第９号」へと変更することといたしております。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君）　以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（成松由紀夫君）　はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君）　成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　ちょっと教えてください。

現在、防災会議は何名いらっしゃって、どういった活動で、年何回会議等をやられているとか、一部でようございますが、概要でようございます。

○防災安全課長（東坂　宰君）　はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、東坂課長。

○防災安全課長（東坂　宰君）　はい。現在、平成２４年現在の委員の数でございますが、現在４４名の委員さんがいらっしゃいます。（「４４名」と呼ぶ者あり）はい、４４名でございます。

委員に関しましては、会長が八代市長でございまして、そのほか県の関係、市の関係、あるいは警察でございますとか、いろんなそういう関係団体、ＪＲでございますとか、公共交通機関とかですね、そういう部分、ガス、電気、そういう部分の委員さん方がいらっしゃいます。

で、活動といたしましては、現在では、年１回、大体５月の末に、市の防災計画の改定を行いますけれども、そこの協議及び承認をしていただいている状況でございます。

○委員（成松由紀夫君）　はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（亀田英雄君）　いいですか。

○委員（成松由紀夫君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

○委員（小薗純一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　小薗委員。

○委員（小薗純一君）　何で、こぎゃんことすっとですか。いや、どぎゃん違うとですか、前と。それも、所掌事務だって、これを入れる理由、それじゃ、その後の第３条の９号をつくらなきゃいけない理由、何ですか。

○委員長（亀田英雄君）　はい、東坂課長。

○防災安全課長（東坂　宰君）　はい。これは、国の指針でございまして、防災基本計画の改正に伴う部分でございますので、そちらの内容が改正になりましたのに合わせての改正というふうになります。（委員小薗純一君「国の指針の改正ですな」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君）　ということです。（防災安全課長東坂宰君「はい」と呼ぶ）（委員小薗純一君「はい、わかりました。結構です」と呼ぶ）

いいですか。

○委員（小薗純一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

○防災安全課長（東坂　宰君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　東坂課長。

○防災安全課長（東坂　宰君）　今、指針と申しましたが、条例の改正でございます。あっ、国の法律の改正でございます。

○委員長（亀田英雄君）　国の法律の改正ということで訂正したいと思います。

○防災安全課長（東坂　宰君）　はい、そういうことです。訂正、よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君）　はい。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（鈴木田幸一君）　意見、１つよかですか。

○委員長（亀田英雄君）　はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　何カ月か前なんですけれども、石巻市に行ってきたんですよ。そして、災害後の対策について行政主導型であれば、非常にその対応がおくれるとか、非常にまずい部分が多いていうことで、石巻市方式ということでですね、あそこの場合は社会福祉協議会とか、そういった団体が中心になって災害復旧対策をして、非常にスムーズにいくようになったっていうことであります。

だから、このことについては、やっぱし、そういった経験のあるところにですね、大いに、こういった委員の方々は研修されて、そして、時には超法規的な対応も必要だということでですね、考えておく必要があると思うんですよ。

いつも、行政職の場合、あるいは行政中心の場合は、法律が先に先行しますので、対応がどうしてもおくれる可能性があります。そういったことで、十分にですね、対応を早くできるようにということで、石巻方式がいいていうことで、今非常に脚光を浴びておりますので、委員の方はぜひ研修をされて、その方向、方式を学んでいただきたいなって思います。

以上です。（「貴重な意見をありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　なければ、これで採決します。

議案第９６号・八代市防災会議条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第９７号・八代市災害対策本部条例の一部改正について

○委員長（亀田英雄君）　次に、議案第９７号・八代市災害対策本部条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○防災安全課長（東坂　宰君）　はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君）　東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂　宰君）　はい。引き続き、私のほうから説明させていただきます。着座での説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどごらんいただきました右肩に、９６号関係資料、９７号関係資料というふうにございますペーパーの下段のほうをごらんいただきながら、説明したいというふうに考えます。

議案つづりの３９ページからになりますけれ

ども、よろしいでしょうか。

旧災害対策基本法におきましては、第２３条におきまして、「都道府県又は市町村は災害対策本部を設置することができる」として規定されておりました。しかし、今回の改定によりまして、第２３条では都道府県における災害対策本部の設置について、また２３条の２において市町村における対策本部の設置についてという形で、都道府県と市町村の区別化がなされてきております。

このように、八代市災害対策本部条例の引用条文であります災害対策基本法の改正によりまして、今回は改正するということでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（亀田英雄君）　以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　なければ、これより採決します。

議案第９７号・八代市災害対策本部条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

御苦労さまでした。

時間までいきましょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

◎陳情第７号・ＭＶ２２オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議方について

○委員長（亀田英雄君）　次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、――はい、御苦労さんでした――郵送や持参にて届いております要望書については、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情３件と継続審査の請願１件及び陳情３件の計７件です。

それでは、まず、新規に付託となりました陳情第７号・ＭＶ２２オスプレイの普天間基地配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

ようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○書記（竹岡雅治君）　（書記、朗読）

○委員長（亀田英雄君）　朗読が終わりました。

本件について御意見はありませんか。意見をお願いいたします。意見はありませんか。

○委員（笹本サエ子君）　いいですか。

○委員長（亀田英雄君）　笹本委員。

○委員（笹本サエ子君）　はい。今、このオスプレイについては、政府は１９日に、特に危険と考える根拠は見出し得ないということで、飛行運用を開始させるという方針を出していますよね。しかし、きょう、もう早速、岩国基地においては試行飛行をやると、そして、今月中にも普天間基地へ移動させる。１０月からは普天間基地で本格運用を開始するということになっています。

実際に、例えば、ここに６０メーターという低空飛行の数字が出ていますけれども、航空法や国際法では、最低安全高度は１５０メーターと、地上１５０メーターと規定されているわけ

ですね。ところが、日米合同委員会の覚書には、一応、運用の安全性を確保するために１５０メートルを下回る飛行をさせざるを得ないということをはっきりと明記してるわけですね。

そして、米軍が既に６月に公表した環境レビューには、高度６０メートルでの飛行訓練を明記しているわけです。

そして、実際にオスプレイの飛行訓練が始まったら、じゃ、その見直しはどうするのかということになると、見直しは日本政府でもなく、また日米合同委員会でもないんですね。オスプレイの乗組員が見直しをするということになっています。

これは、先ほど言いました日米合同委員会の覚書にちゃんと明記されているわけですね。

そして、学校、病院、人口密集地は避けると。時間帯については、２２時から午前６時までは制限を行うというふうになっていますけれども、ここの条項もですね、米軍が必要と判断した場合は認めてるんですね。

こういうことで、非常に、ここにも文言にも書いてありますけれども、ほかのヘリコプターと比べてもですね、２倍から４倍の事故件数に当たるということと、現在まで訓練中に３６名が亡くなっているということも、きちんともう報道されています。

そういう危険なものをね、本会議でも一般質問で市長が答弁しましたように、これは熊本県知事も言っておられますけれども、やはり行政としては、住民の命、暮らしを守る、こういう責任があるわけですね。そういう中で、紹介しましたように、現に米軍の米軍機の戦闘機がですね、訓練に使っているルート、そこでは、やっぱり八代市に属する泉町の第八小学校のね、上空を飛んでいる。こういうこともありますので、やっぱりこれは非常に危険だということで、まだ安全度についてはね、はっきりと安全だということは断言できないというふうに思う立場からですね、私はやっぱり、このオスプレイの普天間基地配備や、それから熊本県内の低空飛行等についてはね、やっぱり現段階では認められないということで、やっぱりきちんと表明したほうが、やっぱり沖縄の皆さんを応援することにもなるし、そして、今回は日本全体がこの訓練ルートになっていくわけですから、私はやっぱり、ここではきちんと議会としてね、決議をしてあげたいなというふうに思うわけです。

以上です。

○委員（成松由紀夫君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　はい。今、詳しく笹本委員からいろいろな情報も含めて、一般質問等も踏まえてですね、私もいろいろと勉強させてもらっていますけれども、なかなか、国の表明も、先日、まだ最近ということで、もうちょっといろいろと勉強したいなというか、時間をいただきたいなというふうに思いますので、継続でどうなのかなとは思いますけれども。もうちょっと、いろんな関連も含めてですね、もうちょっと勉強したいという気持ちがあります。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　継続ということですね。勉強して。

○委員（成松由紀夫君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

状況は、今の笹本委員の話でよかですね。

課長呼んだほうがいいですか。（「いや、もうよかよ」と呼ぶ者あり）よかですね。

ほかに御意見ありませんか。

○委員（笹本サエ子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君）　済みません。今、成松さんからね、非常に謙虚な、勉強していきたいというお話がありましたけど、何しろ情勢

は、大きくもう動いているんですね。もうきょうにも岩国基地においては、日本海のほうで訓練飛行をやるということになっていますし、今月末には沖縄に、普天間基地に移動させて、１０月にはもう本格的に訓練を行うということになっているもんですから、私も当初はね、継続でもいいかなと思っておりましたけど、こういう事態の変化の中で、やっぱり八代市としてのね、議会としての意思をね、明確にさせたほうがいいんじゃないかなというふうに、私は思っているわけです。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　ほかにございませんか。（委員笹本サエ子君「できれば採決を行っていただきたいと」と呼ぶ）

採決を求める声と継続審査という声なんですが。

○委員（小薗純一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　小薗委員。

○委員（小薗純一君）　様子を見ていいんじゃないですか、もうしばらく。私は、そう思いますよ。今、私もオスプレイ、勉強しています。防衛省から資料を取り寄せて、どういうのがオスプレイなんだというのを今一生懸命読んでいます。見ると、猛烈に性能がいいですね、それは。今あるＣＨ４６、アメリカが今、輸送機使っているやつの倍以上の能力を持っている。

日本が日米安保協定に基づいて、この国内体制を米軍に任せていますから、もしや人民解放軍が言ってるように、尖閣でですね、逆に攻めてきたらですね、誰が守るんですか。自衛隊出れないんですよ。専守防衛ですから。防衛に当たらない、戦闘行為は。そういうときにどうするかというときには、やっぱり米軍に頼らぬとしょうがない。だから、抑止力としての意味は、どこまでが本当なのか。もちろん、みんな困ります。アメリカがいることは困る。みんな困っていますよ。沖縄なんて、とてつもなく困っている。これは事実だと思いますよ。

しかし、それに切りかえないと、米軍を、装備が充実しないというのも事実だろうと思うんですよね。今のＣＨ４６というのが、大体１機の輸送機で運べる荷物の量とか人員の数とかということで比べると、オスプレイはその２倍以上の能力がある。だから、１２機配備すると、ＣＨ４６を３０機配備しているよりも大きいというような米軍の評価。しかし、それは、日本は日米安保協定に基づいて、許さざるを得ない。そのジレンマがやっぱり国にもある。でなければ、国が許すはずがない。そういう、みんな困っているのに。

だから、そういう点をもう少し様子を見させていただければ、私もどっちか決着をしますけれども、とりあえず今回は、今勉強中でございますので、私も継続にしていただいて、次期には改めてオスプレイの結果が出てますでしょうから、含めて考えていいと思います。

○委員長（亀田英雄君）　ただいまの継続審査を求める意見と採決を求める意見となんですが、よかですか。ほかに、よかですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

継続審査を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎陳情第８号・八代・天草間フェリー航路存続のための支援について

○委員長（亀田英雄君）　次に、新規に付託となりました陳情第８号・八代・天草間フェリー

航路存続のための支援についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（竹岡雅治君）　（書記、朗読）

○委員長（亀田英雄君）　ただいま朗読が終わりました。

本件について御意見はありませんか。

現状について説明を求めたっちゃよかっですが、いかがいたしましょうか。（委員笹本サエ子君「お願いします」と呼ぶ）（委員小薗純一君「うん、聞こう」と呼ぶ）はい。

では、小会します。

（午前１１時５２分　小会）

―――――――――――――――

（午前１１時５３分　本会）

○委員長（亀田英雄君）　本会に戻します。

本件について、執行部のほうから説明を願いたいというふうに思います。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。企画政策課丸山です。よろしくお願いいたします。

現状ということでございますけれども、ただいまの天草フェリーラインからの陳情ということですが、これまで八代と松島間のフェリーにつきましては２社ございまして、この天草フェリーラインと松島フェリーがあったわけですけれども、御承知のように、もう松島フェリーのほうは平成２３年の１１月から運休をされ、ことしの２月にはもう会社自体が倒産したということで、現在は天草フェリーラインのみの就航となっております。

こちらにつきましては、フェリーの乗客等につきましては、主に通勤、それから通学等で利用されているということで聞いておりますが、利用者のほうは年々減少をしているということで、経営的にも厳しく、天草フェリーラインにつきましても赤字の状況が続いているということで聞いております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　以上、説明が終わりました。

質問をお願いします。

はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。県とかからの補助は出よっとですかね。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。これまで県からの補助はございませんでした。今もありませんけれども、今年度、県のほうが補助の制度を設けられまして、ただ、その場合は市町村が補助する場合に市町村の補助額の３分の１を補助するというふうな仕組みになっているというふうに聞いております。

○委員長（亀田英雄君）　野﨑委員、いいですか。

○委員（野﨑伸也君）　はい、わかりました。

○委員（成松由紀夫君）　関連でいいですか。

○委員長（亀田英雄君）　成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　ちゅうことは、上天草はしよっとですか。上天草市は。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。この航路に関しましては、上天草市も補助はされておりません、今の段階では。

○委員（成松由紀夫君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　なら、これは八代だけに出てきとっとですか。上天草市には出とっとですかね、同じ陳情が。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　今回、上天草

市議会には出されていないと聞いております。（委員成松由紀夫君「八代だけ」と呼ぶ）はい。

○委員（成松由紀夫君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　それは、何で八代だけなんですか。（笑声）いやいや。ちゅうとが、筋論から言うと、上天草の方々がやっぱりライフライン的な意味合い、八代の人も、そりゃ行きなっでしょうけどね。だけど、どっちかていうと、ライフライン的な重きに置いて考えると、どっちがどやんていう意味合いじゃないけど、やっぱ上天草のほうにも上げて、そして八代さんにもお願いしますというような、住所が阿村になっとるでしょう、松島は。（企画政策課長丸山智子君「はい」と呼ぶ）で、やっぱ、地元の自治体にもお願いされた上で、まあ、八代に上げるとか、八代も同時にするとかっていうような形であればわかっとですけど、そこら辺の何か聞いとんならぬですか。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　今回、八代市議会のみに出されている事情については把握いたしておりません。（委員成松由紀夫君「はい、わかりました。あんまり言うといかぬかな」と呼ぶ）（委員小薗純一君「大事なことよ」と呼ぶ）

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。私、今、成松委員の意見は物すごく貴重て思うとですよ。やっぱし、これのな、航路の関係する市町には全部出すべきて私は思う。そうじゃないと、何で八代市だけかというたとき、八代市民に対して私たちは説明ができぬもん。

だけん、これは、やっぱし必要て思うじゃないですか。いろんな方が必要て思う。そして、今１社がつぶれて、１社が残っとるっていうことであって、どうしても継続したいということであるならば、そういう住民の要望であるというふうにとった場合、私たちは、これに対して補助出したらいいんじゃなかろうかっていう結論ば出すて思うんですよ。そういった意味では、やっぱし、このコースに関係ある市町村には全部出すべきて思う。そねば先にしてもらいたいと私は思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。今言われたとの関連なんですけど。八代市の方がどれだけ利用しているのか、また、その利用状況ですたいね、というのがわかればよかっですけれども、そういったものもなくて、ただ単に出してこられるというのは、また八代市だけというのは、ちょっとおかしいかなというふうに思います。

ちょっとお聞きしたいんですけど、わかっとらすなら、ちょっとお答えいただきたいんですけれども。ここ、３項目めにですよ、発着場ば松島港から阿村に変えてくださいというような話、書いてあっとですけれども、どっちが多いんですかね、利用者が。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　以前、県のほうで海上交通活性化検討調査ということで調査をされましたデータがございます。これは平成２０年のデータで、その当時は天草フェリーが運休していたということで、松島フェリーの状況なんですけど、参考にはなるかと思います。

そのときが１日平均利用者が９０人ということで、利用者の居住地の８１％が天草居住者であったということです。（「ごめん、聞こえぬ」と呼ぶ者あり）８１％です。１日平均利用者は９０人であったということです。

会社員の方が４割、学生や１０代が２割以上あったということで、調査結果はなっておりま

す。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　野﨑委員、ようございますか。

○委員（野﨑伸也君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい、わかりました。松島港のほうは、多分、そこのところは触れられとらぬだったっですけど、松島港のほうが多分にですね、多いんだろうと、普通に考えれば思うとですよ。

で、ここに書いてあっとが弱者の立場に立ったというとであれば、そのまま動かさぬほうがよかっては思うとですたいね、一々。これは経費削減のために、単なるやるだけであって、弱者の立場に立ってはいないというふうに私は思うとですよ。そういったところも含めて、ちょっとこれは問題じゃなかろうかなというふうに思うわけですが。

○委員長（亀田英雄君）　どのように取り扱いましょうかね。御意見をください。

はい、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君）　ちょっとお尋ねですけれども、以前、私たちの年代の人たちというか、八代高校に通学する人たちがこの船使って通学していたというお話も聞いてるんですね。今はどんなでしょうか。

○企画政策課長（丸山智子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　丸山課長。

○企画政策課長（丸山智子君）　八代工業高校のほうに何名か、高校生の方が通学に使っておられるというふうに聞いております。

○委員長（亀田英雄君）　どのように取り扱いましょうか。

はい、小薗委員。

○委員（小薗純一君）　基本的には、会社の存在が天草にあるわけですから、おっしゃるように、天草のほうにきちんと陳情されて、そして天草側のですね、御理解を得られたら、八代もできるだけのお手伝いをするということのほうが私は正しいと思うんですよ。八代がして、天草がせぬだったら、何て言わるっか、本当にわからぬ。それからすると、今回はこの問題についてはですね、私は審議未了でいいと思いますよ。

○委員長（亀田英雄君）　審議未了という御意見なんですが。（委員小薗純一君「でないと、話ができないもん」と呼ぶ）

ほかに御意見ございませんか。３項目……ございませんか。（「はい」「ありません」と呼ぶ者あり）

３項目あるわけなんですが、一括してようございますか。今、審議未了という御意見なんですが。ほかにございませんね。いいですか。（「なし」「はい」と呼ぶ者あり）

審議未了についてお諮りしたいというふうに考えております。３項目あるわけなんですが、もう一括してようございますね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　では、なければ、お諮りいたします。

挙手は採決により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第８号・八代・天草間フェリー航路存続のための支援については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

（午後０時０１分　休憩）

―――――――――――――――

（午後１時０２分　開議）

◎陳情第５号・競輪場外車券販売所の設置について

◎平成２３年陳情第１３号・競輪場外車券売り場南松江町内への誘致反対について

◎陳情第２号・場外車券売り場の設置について

○委員長（亀田英雄君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、新規に付託となりました陳情第５号・競輪場外車券販売所の設置について並びに継続審査となっておりました平成２３年陳情第１３号・競輪場外車券売り場南松江町内への誘致反対について及び陳情第２号・場外車券売り場の設置については、内容が関連しておりますので、一括議題とし、採決についてはそれぞれ個別に行いたいと思います。

要旨は、文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。

朗読分については、新規分についてだけということで御了解願いたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

○書記（竹岡雅治君）　（書記、朗読）

○委員長（亀田英雄君）　以上、朗読を終わりました。

本件について御意見はありませんか。

現在の状況、この分に関しましては勉強会までした案件です。必要とあればですね、執行部求めてよかっですが。それ含めて御意見願えればと思います。御意見ございませんか。

○委員（笹本サエ子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　笹本委員。

○委員（笹本サエ子君）　はい。私は、この問題については３つ、１つは陳情第１３号は反対だという、設置して、誘致してほしくないということですね。それから、陳情第５号は誘致してほしいと。そして、もう一つ、第２号も設置を望んでおられる陳情になっているんですけど。私自身は、これまでも述べてきましたけれども、本当にこういう事業で町がね、本当にまちづくりがね、進むかということを考えたときに、そうじゃないというふうに思うんですね。

それと、やっぱり、こういう事業が出てくる、八代をね、やっぱり目標にして進めてこられるということ、やっぱり、どうしても日奈久の公的埋立地をね、やっぱり日本競馬会の誘致をしたということが背景にあるのじゃないかというふうに思っているわけです。

それと、八代は、皆さんも御存じのように、パチンコ業界も多いわけですね、熊本県内においても。私が知ってるところでは、アルコール依存症はもちろんのこと、パチンコ依存症、こういうギャンブルに一獲千金を夢見て、財産までなくす、家庭崩壊につながる、こういうようなね、話も聞いています。実際に、そういう依存症の会に２回ほど参加させていただいたこともありますけれども、もうこれ以上ね、こういう事業をね、どんなに人が来るていっても、日奈久でわかるように、本当に町の活性化につながってるかと考えたときに、そうではないんじゃないかというふうに思いますので、私自身の考えはですね、誘致をしないということで賛成です。

よって、誘致をせよということについては反対ですけれども、あとはね、３つ出てますからね、非常に議会としても判断に、委員会としてもね、判断に苦しむというふうに思いますので、あとは採決のやり方についてはですね、委員長に一任したいと思ってます。

○委員長（亀田英雄君）　今、笹本委員の意見なんですが、個人的には思いがあると、場外車券売り場については個人的には反対であるという旨の発言、あと、採決のやり方についてはですね、お任せしたいという話なんですが、ほかに御意見はございませんか。

○委員（成松由紀夫君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　はい。今、笹本さん

の個人的な思いもわかりますけれども、ＪＲＡ誘致したことでですね、賛否両論あります。

その中で、私が思うには、これは企業誘致の観点からということで考えると、地場雇用をどれぐらいされるのか、また民間の、これは民間と民間の部分の契約内容というのは前回、担当部からもお話を聞いておりますので、そういった中では、いろんなですね、地域と連携しながら、いま一つは、ばくち場というイメージが非常に今の笹本委員の発言からすると、ばくち場というイメージも色濃く出たようなふうに感じますけれども。いま一つは、アミューズメント化してですね、アミューズメントとして、今、ＪＲＡのウインズあたりもつくってるようなところもありますので、一概に、ばくち場的なニュアンスじゃなくて、アミューズメント施設、それのまた企業誘致というような観点からいくと、一概に切れるというようなことではないのかなというふうには考えますけれども。

ただ、これは３つ、３つのこの陳情でいきますと、これは場所が特定されておりますので、その場所について云々ということを議会が採択だとか、不採択だとかという性質のものではないでしょうし、また、それを言うと、非常に八代市の市民の中を混乱させるようなことにもなりますので、この３つとも場所が特定されてるような色合いに私は感じておりますので、これは場所が特定されると、市民の方々をもめさせるわけにはいかないと思いますので、審議未了でも、前回の委員会の中でお話が出たように、審議未了でも構わないのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　はい。

成松委員のほうから、経過を含めてですね、審議未了ではいかがだろうかというような意見です。

○委員（小薗純一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、小薗委員。

○委員（小薗純一君）　私もそれでいいと思います。審議未了でいいと思います。

なぜかというと、やっぱり民と民の話を公が、私たちが軍配をこっち、あっちと言うこと自身は、やっぱり不可能なこと。そのことを私たちに問うてるわけですから、それは私たちの範疇じゃありませんということをはっきり言うべきだと思います。

それと、私、どうしても腑に落ちぬと、こぎゃんことでよかっでしょうかというとば、いっちょ、皆さんに。

陳情第１３号が出てきて、この黄金町の１９の１の久保田さんという方が出されてあるから、今度は同じ地区から賛成が出てきた。この賛成を出した方が市政協力員さんで、そして校区のですね、まちづくり株式会社じゃない、何て言うのかな、校区の自治組織は何て言うんですか、住民自治、（委員笹本サエ子君「住民自治」と呼ぶ）住民自治の会長さんがこういう旗を上げていいもんだろうかというのが、どうしてもわからぬとですよ。こういうことをしてはいけない立場の人じゃなかろうかという気がするもんだから、そのあたり、皆さん、どうお考えでしょう。私は、こういうことを町内長がしていいんでしょうかね。どうですか。

○委員（友枝和明君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君）　小薗委員、成松委員の言うとおりだと思います。

これは、私も、きょう、またかということもありましたし、私も審議未了で、私も個人の意見ですが、なるほどな、私は意見だと思います。

○委員長（亀田英雄君）　はい。前回も、この勉強会までしてですね、前回も、せっかくだからという話で、だけど、そのとき、私は、この次出てきたらというふうで、皆さんの御了解を

得たような、話もしたような気もいたします。

お二方、３人の方ですね、審議未了でいかがだろうかというような意見ですので、そのような方向でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」「結構です」と呼ぶ者あり）

個別に採決を行いたいと思いますと宣言いたしましたが、いかがですか、もう一括してようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　それでは、審議未了についてお諮りいたします。

陳情第５号・競輪場外車券販売所の設置について、平成２３年陳情第１３号・競輪場外車券売り場南松江町内への誘致反対について及び陳情第２号・場外車券売り場の設置についての３件については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎請願第３号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方について

○委員長（亀田英雄君）　次に、継続審査となっておりました請願第３号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりです。

これについては継続審査なんですが、どのようにいたしましょうか。朗読いたさせますか。（「もうよかよ」と呼ぶ者あり）ようございますか。

前回審議をしとっとですよね。前回、自衛隊の部分についていかがなものかということで継続審査だったんだと。３つあるうちのここがという話もいただいたように記憶しております。

これについては、それぞれお考えがあるようですのでですね、それぞれ御意見をお聞かせいただければというふうに思っております。

御意見ありませんか。

○委員（友枝和明君）　はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君）　私は、今の現状を見ますとですね、新聞報道、現状を見ますと、まあ、私は個人的には賛成です。

○委員長（亀田英雄君）　賛成ですね。

ただいま友枝委員のほうから、個人的には賛成だというふうな御意見があっております。

そのほかにございませんか。

○委員（成松由紀夫君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　はい。今、友枝委員が賛成とおっしゃいました中で、私もまさに同感なんですけれども。今、非常にですね、ああいう状況になってくると、もうあの当時よりもさらに、世相でいきますと、あの当時は小薗先生からのお話で、これはまた少し時間たってみて、そのときの情勢を見ていかぬといかぬだろうというようなことでございました。ところが、その中に、今度は竹島まで入ってきとりますし、いろんな状況を考えると、やはり議会としても一つの態度をですね、示すことが一番今大事ではないかなということで、賛成と思います。

この３番目のですね、自衛隊の、このところの文言についてはですね、笹本委員から前回指摘があっとったと思いますので、ここはもっと柔軟な部分で対応して、意見書にしてもいいのかなと。

２番目の、この警備体制の強化云々のですね、ところは、これはこのまま、関係法令の整備、これはもう法令がある程度できてるということで、ここも少し整理したような意見書にし

てもいいんじゃないかなというふうに考えております。

賛成の立場でございました。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　今、成松委員、賛成の立場からでありました。

野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。今ほどですね、成松委員のほうから、３項目について若干修正されたいというような旨の発言だったですけれども、そうなってくると、多分、前回のときにもですね、３番の件について、自衛隊の関係について、非常に何かいろいろとあったもんですから、そこで多分、継続ということになったと思うとですけれども。

○委員長（亀田英雄君）　そうです。

○委員（野﨑伸也君）　今ほど成松委員のほうから、また修正したいと、やわらかな表現のほうにちょっと、今の状況も見て、鑑みてという話だったですけれども、そうなりますと、この書面自体がですね、もう既に体をなさないと、出し直ししてもらわぬといかぬとじゃなかろうかなというふうに思いますので、これ自体についてはもう、ちょっと体をなさぬとじゃなかろうかというふうに思いますけれど。いかがでしょうか。（「小会して」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　わかりました。

小会にします。

（午後１時１８分　小会）

―――――――――――――――

（午後１時２６分　本会）

○委員長（亀田英雄君）　本会に戻します。

本件について御意見はありませんか。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　私は、まず国民として考えたとき、自分の国土を守るというのは非常に大切なことて思う。尖閣諸島については、私は自分の国の領土だと思っているわけだから、その守り方については国民の声を反映するべきであるということで思うとるわけなんですよね。

そういった意味から、例えば、自衛隊を、３番目の項目について自衛隊という文章がちょっと賛成できないようであるならば、この文章は削除してしもうて、１項目、２項目だけでも十分に私の思いは伝わります。それに私は、皆さんの御意見で、もし３項目を外したがいいということならば、十分に、外したところで賛成させていただくならばありがたいなと思います。

○委員長（亀田英雄君）　はい、わかりました。部分採決しても結構だという意味ですね。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　承りました。

笹本委員。

○委員（笹本サエ子君）　はい。お疲れさまです。

今、鈴木田さんもおっしゃいましたけど、この島自体はね、１８９５年、福岡の古賀さんという方が無人島をね、発見されて、そして、その翌年に日本は国際的に日本の領土だということを、一応、国際法上も明記されたんですね。だから、日本の領土であることは、もう間違いないというふうに思います。

ただ、今の状況を見ていると、非常に問題があるんですね。今まで日本の政府は、この問題についてはですね、主張をしてこなかったんですね。ずうっと経過を見ると、３０回、主張するチャンスがあったのに、領土問題はね、ないということで、主張してこなかった。棚上げにしてきた。それが今、ツケが回ってきていると思うんですね。

だから、領土問題はないということを今も野田さんも言ってるもんだから、じゃ、こうしなさいと、こうするべきだというようなことをね、日本自身がきちんと真正面から言えない状

況をつくり出している。

そういう中で、ああいう、中国は、この尖閣だけじゃないと思うんですね。日本の企業の中で、かなり低賃金に働いている、そういうところもあって、若者たちが蜂起してるけど、あの行動自体はね、私はやっぱり中国政府は、やっぱりちゃんと抑制させにゃいかぬと思います。

そこで、これは、私は、さっき野﨑さんがおっしゃったようにね、今の状況を考えるなら、例えば、八代市も、２日前だったですかね、中国からクルーザーがやってくると、花火大会に。最初、２０００名だったですか。だったのが、現在１６００名になったと。韓国からもその前にやってくるというような状況の中でですよ、実際には、非常に悪い影響がね、出てきてると思うんですよ。

だから、私は、この問題については、日本政府はもっと腰を据えて、きちんと、やっぱり理を尽くして議論をしていくべきだと思うんです。だから、まずは領土問題は、もうありませんというのをね、撤回して、謝って、そして領土問題について、歴史的にも国際法上も日本の領土だということをしっかり、やっぱり、むしろ中国の国民にもね、アピールするような説得力を持って対応していただきたいと思います。

だから、例えば、今、ここでね、３番目は外すということですけど、実際には私は、出された人の思いはね、やっぱり自衛隊でも出して防衛に当たれと、ちゃんと守備せよというのが願いになっていると思うんで、私自身はね、野﨑さんと同じように、やはりこの問題は審議未了にするか、それとも継続にするかでね、やっていくべきじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（亀田英雄君）　笹本委員、ちょっと確認します。

○委員（笹本サエ子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　請願第３号については一括して審議未了か継続だという御意見なんですね。

○委員（笹本サエ子君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　わかりました。

○委員（成松由紀夫君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　いや、そういう話になると、前回の趣旨の御意見の３番についてとは少し違うかなというような話になってくるので。

やっぱり、クルーズ船の、八代のクルーズの問題もあるから、少し、国としては腰は据えろ、腰は据えぬといかぬけれども、少しは配慮しなきゃ影響が出てくるんだ。今、いろんな思いの中から話が出てきたような気もするんですが、固有の領土ということは、最初認められておられて、固有の領土の中で腰を据えてということになるとですね、やっぱりきちんとした対応をしていかにゃいかぬ。

そして、あれだけ日本企業の大型量販店あたりもあれだけやられて、車もやられて、日本人があいう思いをですね、中国でしている中に、やはり日本人としての、やっぱり気持ちというのをここでしっかり示しておかないと。

それと日米安保の観点もですね、考えればですよ、何だかんだ言っても、パネッタさんじゃなくて、二、三日前行かれたですよね、アメリカの。（委員笹本サエ子君「はいはい。うん、アメリカの……」と呼ぶ）結局、あの方が行って、中国と話をした中で、ぴたっとおさまってきよっですね、現実問題として。やっぱり、そういうもろもろも含めて、いろんな日本を取り巻く諸外国の状況も含めて考えるならば、やっぱり日本国民としての主義主張というのは、ここできちんと、やっぱりしていかにゃいかぬからですね。

だから、今のこの情勢の中で、継続というのはまずあり得ぬとじゃなかろうかというふうに

思いますし、やっぱ意見は意見としてやるべきだと私は思います。採択。

○委員長（亀田英雄君）　成松委員は、採択ですね。

○委員（笹本サエ子君）　いいですか。

○委員長（亀田英雄君）　はい、どうぞ、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君）　今の成松さんの意見でですね、私はね、今、なぜ中国があれだけ、中国は中国で歴史的な背景がありましたよね。ずっと年間通して、日本の侵略戦争に対するね、年間の行事的なものもあったけれども、実際には、この尖閣諸島を、問題の発端は、７５年間、中国は何にも言ってこなかった。それなのに、なぜ物を言い出したかというと、やっぱりあの海底にね、資源があるというのがね、どうもありそうだぞということになって、領土問題言い始めた。だから、私は、これはね、どう言っても間違いだと、私は思っています。

だからといってね、ここに、例えば、日本は領土問題はありませんよ、ありませんよって言いながら、むしろ自分たちの問題提起をすることをね、何というか、抑えてきたわけですね。だから、ここはね、国際的にも歴史上も日本の領土だというのがはっきりしてるんだから、腰を据えてというのはそこなんです。きちんと、ね、主張をちゃんと通していくべきなんです。

だからといって、いろんな、例えば、今、日本が国有化したでしょう。最初、ほら、石原さんが買うと言った。それでも中国がわあわあなった。そして、今度は国有化した。そこをまた中国がわあわあなった。だから、そういうことをしないで、刺激しないで、パネッタさんもね、アメリカのパネッタさんも、今はね、落ちついてやんなさいと。そういう刺激的な行動をね、とっちゃいかぬということをね、きちんと言っとられるんです。日本政府に対しても言っとられるんです。

だから、私は、ここはね、最低、継続にして静観をするというのが正しいと私は思います。それか、一応、審議未了にして静観をしていく。そして、日本政府は堂々と腰を据えて、そういうテーブルに着いてね、まずは領土問題はありませんと言ってたことに対して、領土問題は歴然としてあるわけだから、だから、あるということをきちんと言って、そして交渉を始めていくんだと、これだと思います。

決してね、そういう、何ちゅうかな、ここはもう自衛隊は外していいということになっているけど、そういうのを常時配置して、武器持たせて配置していくということはね、逆に刺激して、交渉を順調にね、進めていけなくなることになると思うから、この問題についてはね、静観しましょうやと言ってる。国もちゃんと、今その方向でね、動いてる。日本共産党は、きょうはもう中国大使館に行ってますから。（発言する者あり）いやいや、だから、それは……。

○委員長（亀田英雄君）　静観しようという意見で、――の笹本さんの意見です。

はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　はい。私が言いたいのは、日本のな、国の領土であるというとを主張して、堂々と主張するためには、その後押しとして、私たちの、いわゆる国民の声が必要であるて、私は考えたんですよ。だから、自衛隊をじゃなくて、これは日本国有の領土ですよというのを主張するための、あるいはそういったバックアップするためには、こういったいわゆる陳情が、陳情・請願が必要じゃないかということで、私はこれを出す必要があると思うとですよ。

だから、黙っとけば国は弱いですよ。国民は黙っとっじゃないかって。だけん、例えば、日本人は、今、わかっておられるように、日本の国民で中国の旗ば焼く者は誰ひとりおらぬとですよ。あるいは、中国の人を打ったり蹴ったり

する者はおらぬとですよ。日本の国にいっぱいおられる中国人の方を。ところが、中国人の方は、そういったことをしてるんですよ。だから、それじゃいかぬて、日本も日本の国の領土ば主張しよっとよという後押しに、例えば、自衛隊を出さぬでも、こういったほう、国民の声というとを出すことは非常に必要であるていう意味だから。だから、自衛隊をしゃにむに出さぬでも、出すなら問題があるというなら、出さぬでもいいんじゃないかって私は今言うたんですけど。とにかく、国民の声を反映してもらう、国民の声をバックアップにして、国として、向こうの国にも対応してもらう、大きな力になるじゃないですかっちゅうことなんですよ。（委員笹本サエ子君「うん、だから」と呼ぶ）

だからな、黙っとけば、それは中国の旗ば焼く者も出てくるかもしれぬ。まだひどか状態が出てくるかもしれぬ。ただ、日本人は、それがおとなしいから、あるいは、ある程度、そういった意味では文化人としての自分たちのプライドば持ってるからせぬだけなんですよ。中国の人はですね、歩いてる日本人を打ってるんですよ。私は、それはいかぬと思う。やっぱり向こうも、文明国として、一等国だから、そういった国民であってほしいて思うし、我々も、向こうの旗は焼かない自分たちであって、それを褒めぬばならぬと思うですよ。

だけん、それをしてる国に対して、私たちは、ただ黙って何もせぬ、静観、静観と言いよったなら、いつまでも静観ですよ、それは。

やっぱし、今、国として、向こうの中国の国と交渉してもらうために必要ならば、私たちはこうしてから、ここは国土だから、国民の声として、日本の国と私たちは思うてるんですよっていうとを出しても、十分に私は通用すって思うとですよ。

○委員（笹本サエ子君）　あのね、いいですか。

○委員長（亀田英雄君）　笹本委員。

○委員（笹本サエ子君）　はい。鈴木田さんのね、その思いというのは、私もしっかり受けとめております。受けとめました。（委員鈴木田幸一君「そぎゃんな、上から物しゃべらぬでいい」と呼ぶ）

だけどね、パネッタさんが言われたのは、こういうことだったでしょう。目には目をというのはね、よろしくないと、ね、そこなんです。そういうお互いに刺激していったらね、この問題はね、きちんと日本の領土だっていうことでの解決ができにくくなるんですよ。パネッタさんが言われたのは、そこなんです。目には目をということではね、よろしくないと。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）そこをね、しっかり押さえて、だから、今ね、言うならば、文言出し直せばいいと思うんですよ、引っかえるって。日本の領土ですということをね。すればいいと思いますよ。

○委員長（亀田英雄君）　今ですね、声を上げるために、これをせろと、しっかり声を上げろという意見と、確かな事実だから静観したほうが、刺激しないほうがいいという意見、２つなんですが、どのように取り計らいましょうかね。まだ意見を言っていない方。

はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい、意見です。

継続してきた間にですたい、いろいろ情勢変わってきたですよね、また。

○委員長（亀田英雄君）　うん、そうよ。

○委員（野﨑伸也君）　そういう中で、まず１点目ですよ、これ、灯台の設置とか、避難港の整備ちゅうとは国がやめたですよね、刺激したくないけんって。それば改めて、またするちゅうとも、ちょっとおかしかかなというふうに思うとですよ。

２番目については、もう閣議決定してから、

国会のほうで審議するという話にまでなっとるというともあるし、最後のこの自衛隊の件については、ちょっといかぬだろうというようなことがあったんで、もうよかればですたい、もう一回、これ出し直してもらったほうが。主義主張ばしたいというのは私ももちろん持ってますよ、日本人なんで。ばってん、この書き方じゃ、ちょっと違うかなと。やっぱり、もう少し文化人的なことを、国際的なことば考えればですよ、この書き方じゃ、こぎゃん書き方じゃなくて、ちゃんと主張をしましょうねって。国は毅然とした対応、中国に対して、国際社会に対してやっていってくださいよっというようなお願いばするとがあれば、私はよかと思うもんだけん。

ちょっと今までの継続の間に内容も変わってきとるけんが、そぎゃんとも含めたら、もう一回、これ出し直してもらったが、私はよかと思うとですよ。

○委員長（亀田英雄君）　はい、ありがとうございます。

もう皆さん意見は、今、お３方の意見なんですが、趣旨はですね、主張するために、主張はしたいという意見の根幹の部分は一緒なんですが、あと方法論という部分で若干、どのような表現の仕方をするのかという部分で違うわけなんですが。

どげんふうにしましょうかね。

小薗さん、御意見はございませんか。おっしゃらないようですが、小薗さん。

はい、小薗委員。

この後に小会します。

○委員（小薗純一君）　基本的にはですね、非常にこの、何ていうか、国を憂う気持ちが十分にあふれて出ている文章だと思います。まさに、自衛隊が交戦権があれば、何の問題もないんだけれども、日本は憲法９条で戦争を放棄しているという、崇高な使命を持っています。そのために、対外とのかかわり合い、要は戦わないという前提があるわけですから、これからいくと、自衛隊法を改正してでもやれとか、いわゆる今の海上保安庁の巡視艇に、逮捕権、警察権を付加するとか、いろんなことが、強気の発言がたくさん出てきているけれども、私はそうじゃないと思うんですね。

昔、毛沢東思想が、日本に学生運動の最中にいっぱい入ってきたころには、東大の正面玄関に造反有理、そして愛国無罪、革命無罪、悪かことしたっじゃなかって。国を思うために俺たちはこういうことをしたんだ、だから、香港に帰った連中みんなヒーローになる。何でもないけれども、尖閣島に上陸した連中は英雄ですよ。まさに、その英雄無罪。そういう国とどうやって渡り合うかということの基本が、日本が一番外交に弱いところだと思いますね。

なぜかというと、外交というのはバックに武力がないと、戦闘能力がないと外交にならない。だから、日本は弱腰、弱腰と言われるけれども、現実に自衛隊はそういう対応しかできないから、それを言ったってしょうがない話じゃないかと私は思っているんですよ。

ですから、先ほどから民主的な鈴木田委員がおっしゃるように、１番と２番の意味はわかるけれども、野﨑委員が言うように、時間がたった、経過が変化している、国の対応が変化しているというのが現実であると思いますが、この請願の紹介議員さんたちがおられますから、話し合ってですね、出し直したらどうですか。そして、みんなでやりましょうよ。委員会でね、議決できるようなやり方したらいいじゃないですか。しゃにむに、こんな焦ってしなくても。一緒にみんなで賛成多数、やろうよ。せっかくだから。

○委員長（亀田英雄君）　小薗委員、ありがとうございました。

小会にします。

（午後１時４３分　小会）

―――――――――――――――

（午後１時４７分　本会）

○委員長（亀田英雄君）　本会に戻します。

意見も出尽くしたようです。ただいま継続審査と採決という意見がありますので、まずですね、継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

請願第３号・尖閣諸島を初めとする我が国の領土領海を守る措置を速やかに求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

ですが、いただいた意見はですね、いただいて、意見として、あと対応願えばというふうに申し添えたいと思います。

―――――――――――――――

◎陳情第４号・消費税率引き上げに反対する意見書の提出方について

○委員長（亀田英雄君）　次に、継続審査となっておりました陳情第４号・消費税率引き上げに反対する意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりです。

この件については、継続審査ということなんですが、朗読はいかがいたしましょうか。（「要りません」と呼ぶ者あり）要りませんね。（「なし」と呼ぶ者あり）

本件について御意見をいただきたいと思います。御意見ありませんか。

前回、継続審査となった部分については、様子を見ようじゃないかと、国の動向がという御意見があったのかというふうに記憶しております。

○委員（小薗純一君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、小薗委員。

○委員（小薗純一君）　何か、テレビで見てたけれども、国は住宅需要が冷え込むことをあれして、何か、助成する方向で何かいろいろ考えてるというのをテレビで出てきましたから、様子を見るか、それとも、もう私たちの範疇じゃないから審議未了で切るか、どっちかだろうと思います。どうでしょうかね。（「審議未了でよか」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　審議未了という意見なんですが。

○委員（小薗純一君）　テレビであったったいな。住宅需要をどうするかというやつの中で、この消費税を付加するとという話が出てきて。（「決まった話だんな」と呼ぶ者あり）うん。（「決まった話です」「そぎゃんです」と呼ぶ者あり）太かっだんな、これな。

○委員（笹本サエ子君）　意見をちょこっと言っていいですか。

○委員長（亀田英雄君）　はい、どうぞ、笹本委員。

○委員（笹本サエ子君）　今、そういう情報も出てますが、この前、ＮＨＫの鎌田靖キャスターの１時間番組を見てたらですね、１９兆円、復興税ということで、私たち国民にね、負担かけて取ってるんだけれども、実際に復興のためには４割しか使われてないと。あちこちのね、防波堤の強化とか、そういうところに使われてて、本当にこの３県にね、使われてないというのがわかって、これは問題がありということを主張されてましたので、そういうのもここに私は問題だなと思っております。

だから、今おっしゃったように、私は消費税増税には今でも反対です。（委員小薗純一君「俺も反対」と呼ぶ）うん、反対です。だけど、一応、まあね、いろいろ情勢も変わってきてることですから、皆さんの議決に従います。（委員小薗純一君「よかたい」と呼ぶ）消費税

そのものは反対。（委員小薗純一君「審議未了で行こうよ」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君）　はい、わかりました。（委員小薗純一君「持ってたってしょうがない」と呼ぶ）

審議未了という意見が多数ですので、お諮りしたいと思います。

○委員長（亀田英雄君）　御意見なければ、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第４号・消費税率引き上げに反対する意見書の提出方については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者　挙手）

○委員長（亀田英雄君）　挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で請願・陳情の審査を終わります。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（亀田英雄君）　お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・行財政の運営に関する諸問題の調査

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（亀田英雄君）　次に、当委員会の所管事務調査２件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の２件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（平成２４年度事務事業評価（内部評価）報告書（平成２３年度事業分）について）

○委員長（亀田英雄君）　それでは、まず、平成２４年度事務事業評価（内部評価）報告書（平成２３年度事業分）についてをお願いいたします。

○企画戦略部長（永原辰秋君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　永原企画戦略部長。

○企画戦略部長（永原辰秋君）　はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

企画戦略部でございます。

平成２４年６月の当総務委員会では、行政評価システム導入基本方針、内なる変革への一歩ということで、導入の説明をさせていただいておりました。この方針に基づきまして、庁内でいろいろ協議をして、内部評価をしました１４８の事業の結果について取りまとめをいたしましたので、事前に資料を配付させていただいておりますが、平成２４年度事務事業評価（内部評価）報告書（平成２３年度事業分）をもって報告をさせていただきたいというふうに思います。

今回、導入の初年度でございますことから、平成２４年度の当初予算要求時に各課が重点事業に位置づけ、また事務事業を中心に内部評価を実施いたしております。また、あわせまして、教育委員会では、平成１９年度から報告をいたしております地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきました公表も、この報告書で兼ねております。

内部評価しました事務事業評価は、後日行われます決算審査特別委員会の資料としても活用

いたしたいというふうに考えております。

また、１０月から、外部評価に移ってまいりますが、委員の構成、それから対象となります１８事業などもあわせて御説明、御報告をさせていただきたいと思います。

詳細につきましては、豊本行政改革課長がいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○行政改革課長（豊本昌二君）　はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、豊本行政改革課長。

○行政改革課長（豊本昌二君）　はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）お世話になります。

それでは、座らさせて、説明をいたします。

説明よろしいですか。

○委員長（亀田英雄君）　はい、お願いします。

○行政改革課長（豊本昌二君）　はい。それでは、先ほども部長からありました、６月の際の当委員会のほうで改めてまた御報告をするということで申しておりました内部評価の結果、それから外部評価委員の構成、それから外部評価の対象事業、外部評価の日程などについて御報告を申し上げたいと思います。

今回は、今年度から導入しました行政評価システムで、まずは内部評価の結果、先ほど冊子のほうを広げていただいておりますが、こちらの内部評価の結果でございます。平成２４年度事務事業評価（内部評価）報告書（平成２３年度事業分）、各課が課長を責任者として部長と協議して、内部評価をした１４８の事業について結果を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

内部評価につきましては、５月に説明会を開きまして、その後、７月までにかけて実施をしたものでございます。

まず、この報告書の表紙をあけていただきまして、はじめにというところでしております。こちらのほうは、もう導入のときにもお話をしておりますが、税収の減少、それから交付税算定がえ終了後による歳入の減少、そういったことを背景に、市民サービスは維持向上を図っていかぬといかぬという部分で、効率的、効果的な行政運営を図っていかぬといかぬというところで、行政サービスを見きわめて重点化を図っていく必要があるというところで、検証のための行政評価システムを導入しましたということを書いてございます。

それから、教育委員会においては、平成１９年度から御報告しておりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた公表も、この報告書にあわせております。

したがいまして、下のほうになりますが、平成２４年９月、八代市長、それから八代市教育委員会ということで、連名で上げさせていただいておるところでございます。

引き続き、ページをあけていただきまして、目次がございます。

それから、１ページに移っていきたいと思います。

これにつきましては、もう導入の際にも御説明をしておるところでございまして、事務事業評価とはとか、事務事業とはということでの御説明をしておるところでございます。

引き続き、２ページのほうをごらんいただきますと、３も、３番目、事務事業評価の目的も同様に御説明をして、４番目になります、平成２４年度の取り組みとして、評価対象、こちらも、先ほど部長からありました１４８という、今回１４８という事務事業評価を実施しました。それにつきましては、ここの大きい４番の（１）の評価対象のア、イ、ウのところに上げております、まずは各課が重点事業に位置づけた事務事業を中心に、廃止を含め、見直しを検

討しているもの、それから、評価が必要と考えているものについて評価をしたところでございます。

引き続き、３ページも導入の際に御説明をいたしたところでございまして、４ページから先につきましては、この評価結果、この内部評価の結果をグラフであらわしたところでございまして、妥当性、有効性、効率性という、この３つの観点につきまして、それぞれ、事業がどれぐらいあったということをですね、グラフにしておるところでございます。

それから、６ページに入ります。

こちら６ページにつきましては、今後の方向性ということで、またこちらのほうもそれぞれの、この１４８についての方向性を出したものをグラフ化したものでございます。

それから、６ページの後半部分になりますが、内部評価の中で不要というような判断をしたもの、６事業ほどございます。これにつきましては、２４年度で終了する、もしくは２３年度で事業が完了しているもの、それから事業仕分け等で廃止ということが出されたものについては廃止というような内訳で出しておるところでございます。

それから、大きい７番になります。この評価結果の公表についてございますが、この情報プラザ等に冊子を置かせていただくほか、市のホームページ等でも掲載し、公表するものでございます。

さらに、この報告書につきましては、先ほども言いました教育委員会の報告と兼ねますので、議員さん皆さんに、この冊子のほうはお配りするということで予定しております。

続きまして、８ページ、９ページでございます。

こちらのほうは、今回使用しました事務事業の評価票の様式でございます。こちらを用いまして、それぞれの課が部長と協議して、評価を行ったところでございます。

ただですね、この評価票自体をこの報告書に全て載せるということが不可能でしたので、不可能というか、なかなか冊子が、ページが多くなるものですから、その次からのページ、そして、――に評価票の関係や考え方を列記して、抜粋したものをですね、結果一覧ということでしております。抜粋した内容につきましては、事務事業名と担当課・係名、それから内容、それから２３年度の決算で、これは事業費のみを上げたものでしております。それから、妥当性、有効性、効率性というところの評価をし、その評価の内容をあらわしておりまして、評価の区分、こちらで現行どおりとか、要改善とかということを上げさせていただいて、その理由を上げたものということで、そちらのほうの抜粋したものということで上げておるところでございます。

最後までいきまして、１４８、一番後ろになりますが、１４８の事業について掲載させていただいておるものでございます。

続きまして、外部評価委員会委員の構成と、それから、今回、外部評価になります事業については、今からお配りします資料のほうで御説明をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（書記、資料配付）

○行政改革課長（豊本昌二君）　それでは、外部評価委員会委員の構成について御報告いたします。

平成２４年度八代市行政評価外部評価委員会、班別名簿ということになっております。委員は、全部で１４名ということでございます。前回の６月の委員会でも御説明しました公募委員は１０名ということで、今回１０名の公募をいただきまして、１０名の公募委員が決まっております。それから、識見４名を入れた状況で、男性が１０名、女性が４名ということにな

っております。公募につきましては、男性が７名、女性が３名ということでございました。

この決定に当たりましては、公募の１０名の決定に当たりましては、副市長を含む部長級１１名で選考委員会を開催して選考いたしたところでございます。

８月６日に、１回目の全体会議を開きまして、その中で委嘱状の交付をいたしておるところでございます。

Ａ班の班長には熊本高専の時松先生、それからＢ班の班長には中九州短大の川井先生で、あわせてこの全体の評価委員会の委員長もお願いしておるところでございます。ほか、識見のほうに前田秀康さん、議員ＯＢですね、それと、広崎史子さん、県職のＯＢの方です。以上が識見の方になっております。

次に、外部評価の対象事業ということで、その裏面のほうにございます。裏面のほうをごらんいただきますと、外部評価の対象事業一覧ということでいたしておるところでございます。

外部評価の対象となる１８事業でございます。左の端からですね、１回目、２回目、３回目というふうにしております。これは、６事業ごとのくくりということでのくくりにしております。

それから、Ａ班とＢ班と２班がございます。１回について３事業を評価いたしますので、このような形であらわしておるところでございます。

１回目の外部評価の予定を１０月１３日の土曜日、１時からということで、５階のほうの、市役所の５階のほうの会議室で予定をいたしております。２回目以降につきましては、この表のですね、下のほうにございますが、１０月１３日の評価委員会の際に決定する予定でございます。１０月２７日から１１月１１日までの土日を予定しておるところでございます。

この１８事業の選定の経緯につきましては、今回、内部評価をいたしました１４８事業、その中から、対象としない基準に基づき除外したものが６５事業、これにつきましては、過去に事業仕分けを受けたとか、同種の評価制度で方向性が決定しているとか、そういったものを差し引いて、８３の事業を対象として、外部評価の委員の方から、それぞれ原則１０事業、８３から１０事業を選んでいただいたような形をとりまして、その集計したものを得票順に並べて、９月に行いました行財政改革推進本部の中で上位１８事業を確認して、その１８事業に決定をしたものでございます。

したがいまして、委員の意向をそのまま踏まえた形での、この１８事業を今回の外部評価の対象事業といたしたところでございます。

加えて、先ほど部長からもありましたが、決算審査特別委員会の資料としても、それに出てまいります主要な施策の成果に関する調書の中で出てくる事業については、評価票をあわせてつける予定でございます。

今後は、この行政評価システムの目的でもございました総合計画とか、それから予算、決算、そういったものとの事業名との整合性を十分に考慮しながらですね、調整を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（亀田英雄君）　説明が終わりました。

以上の部分について何か御質問、御意見はありませんか。

確認の意味でもいいですよ。

○委員（鈴木田幸一君）　ちょっとよかですか。

○委員長（亀田英雄君）　はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君）　ごめん、わからぬ。裏面でですね、外部評価で評価点、評価票、こ

れは何のことですか、これ。

○行政改革課長（豊本昌二君）　はい、委員長。

○委員長（亀田英雄君）　豊本課長。

○行政改革課長（豊本昌二君）　評価票ナンバーというふうに右端にしております。済みません、御説明が後になりましたが、これがですね、今こちらを見ていただきますと、こちらのナンバーの、例えば、この商工観光部、八代港ポートセールス事業、これが７５というふうになっています。この７５は、こちらのナンバーの７５、報告書の７５を見ていただきますと、そこにその事業名、それから担当課、内容、妥当性、有効性というのが出てまいりますので、そちらと照合していただけるように番号をあらわしておるところでございます。

○委員長（亀田英雄君）　ようございますか。

○委員（鈴木田幸一君）　はい、わかりました。

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

小薗委員。――いいですか。

○委員（成松由紀夫君）　いっちょ確認させてください。

○委員長（亀田英雄君）　はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君）　この評価委員会委員さん、――ああ、もうよか、後からよかです。

○委員長（亀田英雄君）　言いない、言いない。

○委員（成松由紀夫君）　いや、よかですよ。――ああ、まあ、そんなら、委員さんに入っとんなって、これは、何かな、兼職ちゅうか、兼ねてもよかわけですか。例えば、市のほかの、何か例えば、選挙管理委員会委員さんとか、例えば、教育委員さんとかとダブってもよかわけですかね。

○委員長（亀田英雄君）　豊本課長。

○行政改革課長（豊本昌二君）　はい。市の職員は、本来、評価委員会委員にはなれないというのは原則でございました。ただし、特別職についてはなれますということでしておりますので、例えば、昨年であれば、市政協力員さんも特別職のですね、市の職員になるんですが、やはり入っていただいております。そういった兼ね合い、消防団の方もそうですし、そういったいろいろな地域でですね、御活躍されている方の意見もぜひですね、聞きたいということもございますので、はい、そういったことでしております。（委員成松由紀夫君「はい、了解しました」と呼ぶ）

○委員長（亀田英雄君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　ないようでしたら、以上で平成２４年度事務事業評価（内部評価）報告書（平成２３年度事業分）についてを終了いたします。お疲れさまでした。（「ありがとうございました。お世話になりました」「御苦労さんでした。ほんに御苦労さん」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（普通財産（旧鏡町保育園）の管理状況について）

○委員長（亀田英雄君）　次に、普通財産（旧鏡町保育園）の管理状況についてをお願いいたします。

○財政課長（岩本博文君）　委員長。

○委員長（亀田英雄君）　はい、岩本財政課長。

○財政課長（岩本博文君）　はい。財政課の岩本でございます。座って説明させていただきます。

○委員長（亀田英雄君）　はい、どうぞ。

○財政課長（岩本博文君）　それでは、普通財産（旧鏡町保育園）の管理状況についてということで説明をさせていただきます。

財政課でございますけれども、この財政課といいますのは、本来、土地、建物などの普通財産を管理しております。今回報告いたしますのは、旧鏡町が民間の２つの法人に貸し付けております保育園に関係する財産でございます。

貸し付けております１つの法人から、払い下げの検討をお願いしたいとの相談を受けておりますので、その経過報告をいたします。

事前に、資料を１枚配付させていただいておりますので、それをちょっとごらんいただけますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

右肩にきょうの日付と財政課というふうにしまして、表題を普通財産（旧鏡町保育園）の管理についてという資料でございます。

まず、旧鏡町の保育園のこれまでの経過と現状を簡単に説明いたします。

平成１３年から旧鏡町が取り組む保育園の民営化におきまして、町立鏡第四保育園及び町立有佐保育園の２園に対して、公募による土地、建物の売却が進められました。その結果、購入希望者がなく、これらの保育園２園の民営化につきましては、土地、建物ともに平成１７年から５年間、つまり平成１７年４月から平成２２年３月まで無償貸し付けが行われ、合併後、新市にそのまま引き継がれております。

その後、５年満了後の平成２２年から３年間、つまり平成２２年４月から平成２５年３月まで無償貸し付けの更新を行っているところです。

保育園２園は、現在の文政第二保育園と有佐保育園で、施設の概要につきましては、資料に記載している内容でございますので、お目通しいただければと思います。

このうち、文政第二保育園から払い下げの検討の相談を受けておりまして、有佐保育園からはそのような相談はあっておりませんので、ここでは、文政第二保育園につきまして説明をいたします。

経営主体が社会福祉法人文政福祉会、保育園の定員は４０名でございます。土地面積は３１４８．８４平米、建物は鉄筋コンクリートの平家建て、ともに無償貸し付けの対象になっておりまして、この土地、建物ともに譲り受けたいとのことでの相談があっております。

それで、現在、土地、建物の価格の鑑定や、建物を民間譲渡した場合の補助金の取り扱いはどうなるかなど、確認作業を進めております。

この保育園につきましては、旧鏡町のときに公募で売却を進められ、結果、無償貸与されている状況にありまして、このたび払い下げの相談があっておりますので、今回、報告させていただいたところでございます。

今後、相手方とも十分に話し合いながら、売却についての相談を進めていく予定でございます。

以上で報告といたします。

○委員長（亀田英雄君）　説明が終わりました。

以上の分について何か御質問、御意見などはありませんか。

○委員（野﨑伸也君）　質問。

○委員長（亀田英雄君）　野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。済みません、ちょっと教えてほしいんですけど、何で無償貸与なんですかね。

○財政課長（岩本博文君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　岩本課長。（委員野﨑伸也君「経緯ばちょっと教えてください」と呼ぶ）

○財政課長（岩本博文君）　はい。旧鏡町時代のことで、私たちも詳しいことはわかりませんけれども、その当時の資料を見てみますと、公募して、結局売却できなかった。ただ、鏡町は、保育園の民営化を進めておられまして、もうどうしても手放したところでの保育園の経営を考えておられたというところで、もう売却で

はなくて無償で、その保育行政を続けて、民間がやっていただけるならということで継続されたのではないかというふうに資料から読み取っております。

○委員長（亀田英雄君）　はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。済みません。これですよ、市の財産ですよね。ただで貸すちゅうとは、ちょっとおかしかっじゃなかろうかって思うとばってんが。まあ、当時の鏡町の考えというとがちょっとわからぬけんが、それはなかなか言えぬかもしれぬとですけど、実際、この保育園ばですたい、こん建物、土地、建物を貸したら幾らぐらいなんですか、月。

○財政課長（岩本博文君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　岩本課長。

○財政課長（岩本博文君）　そこの試算はしておりません。

○委員長（亀田英雄君）　はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　ちょっとおかしかかなと思うとですよね。やっぱり、こやんとこは見直さぬばんべき、契約し直さぬばんべきところじゃなかろうかと思うとばってんが。きちんと、やっぱ、そぎゃんとこを把握してからですよ、やっぱり、旧何とかのとこだけんとかという話じゃなくて、もう少しちゃんと取れるところから取らぬといかぬとじゃなかろうかというふうに私は思うとですけれども。

○財政課長（岩本博文君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　岩本課長。

○財政課長（岩本博文君）　はい。合併前の問題でございますけれども、合併のときに、こういう諸問題は一応、無償で引き継ぐというような、その当時の協議の中で引き継がれておると思いますので、そのいきさつを尊重して、新市になって急激に扱いを変えるというのは、なかなか難しいことでございましたので、現状ではそのまま無償で貸与を続けているというような状況でございました。

○委員長（亀田英雄君）　はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　ありがとうございます。ただ、見直す時期があったっですよね、５年間だいけんが、２２年の３月ちゅうと。そうですよね、そこでちょっと、やっぱ、どぎゃんかせぬばんだったじゃなかろうかなと思うとですけれども。もう過ぎたことだいけん、あんまり言わぬとですけど。

ほかにも何か、こぎゃんとのありゃせぬかなと、ちょっと心配になっとですけれども、大丈夫ですか。

○財政課長（岩本博文君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　はい、岩本課長。

（「ちょっとよか、私、鏡のほう」「小会にしようか」「小会してもろうてよかですか。どぎゃんでんよかばってんな」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後２時１７分　小会）

―――――――――――――――

（午後２時２５分　本会）

○委員長（亀田英雄君）　本会に戻します。

ほかに意見はございませんか。

はい、野﨑委員。

○委員（野﨑伸也君）　はい。無償貸与という関係がありますけれども、他の私立保育園等との兼ね合い等考えれば、やっぱり不公平感ないようですね、今後ともいろいろと頑張っていただきたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうかね。意見として、よろしくお願いします。

○委員長（亀田英雄君）　はい。岩本課長、よろしくお願いします。

○財政課長（岩本博文君）　はい。

○委員長（亀田英雄君）　今、小会中にも意見がいろいろ出ましたので、そのあたりもですね、鑑みて、今後の運営によろしくお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　ないようでしたら、以上で普通財産（旧鏡町保育園）の管理状況についてを終了いたします。

お疲れさまでした。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　以上で所管事務調査２件についての調査を終了します。

お疲れさまでした。

○委員長（亀田英雄君）　次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査２件及び請願１件、陳情１件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

しばらく小会します。

（午後２時２７分　小会）

―――――――――――――――――――

（午後２時２８分　本会）

○委員長（亀田英雄君）　本会に戻します。

最後に、当委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

当委員会は、平成２４年１０月２２日から２４日までの３日間、行財政の運営に関する諸問題の調査のため、福井県福井市、滋賀県近江八幡市、滋賀県湖南市へ行政視察に参ります。

このことについて、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（亀田英雄君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後２時２９分　閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２４年９月２１日

総務委員会

委　員　長